

○中山委員長 これより会議を開きます。

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、世耕國務大臣から、所管行政について説明を求めます。世耕國務大臣。

○世耕國務大臣 所管行政の当面する諸問題について所信表明に先立ちまして、昨日のホテル・ニュージャパン火災につきまして一言申し上げます。

このような多数の死傷者を出した火災が発生したことはまことに遺憾であり、不幸にもお亡くなりになった方には心から深く哀悼の意を表する次第であります。

この不幸な事故を教訓として、今後さらに火災予防対策を講じ、死傷者の防止に努めてまいり所存であります。

委員各位には、平素から地方自治行政及び警察行政に格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この機会に、所管行政の当面する諸問題について所信の一端を申し上げ、各位の深い御理解と格段の御協力を賜りたいと存じます。

〔地方行政、消防行政〕

私はかねてから、民主政治の基盤は地方自治にあると確信しております。わが国の地方自治は、戦後幾多の試練に耐えながらたゆみない発展を遂げ、国民の間に根をおろしてまいりました。しかしながら、最近における社会経済情勢の著しい変動は、地方自治の上に、また新たな課題の解決を迫っております。このような状況に適切に対応し、地域住民の福祉の向上と地域社会の健全な発展を図るためには、長期的な展望のもとに行政改革を推進し、地方自治の基盤の一層の充実に努めることが必要であります。

私は、このような認識のもとに、新しい時代に即応した地方自治の確立のためたゆまざる努力を続けるとともに、明年度における所要の地方行政施策を講じてまいり所存であります。

（地方財政）

まず、昭和五十七年度地方財政対策について申し上げます。

明年度の地方財政の収支見通しにつきましては、歳入面においては、地方交付税の所要額を確保する等の措置を講じ、歳出面においては、地方単独事業費の規模の確保に配慮しつつも経費全般について徹底した節減合理化を行うこととする等により、単年度ではありますが収支が均衡する見込みとなりました。

次に、このほど策定を終え、閣議決定を見ました明年度の地方財政計画について申し上げます。明年度の地方財政計画につきましては、引き続き厳しい財政状況にかんがみ、財政の健全化を促進することを中心として、おおむね国と同一の基調によりながら、次の方針に基づき策定することとしたところであります。

その第一は、地方税源の充実と地方税負担の適正化を図るとともに、地方交付税の所要額を確保する等により地方財源を確保することでありま

す。第二は、歳出全般について徹底した節減合理化を行い、他方、地域住民の福祉の充実、住民生活に直結した社会資本の計画的整備と地域経済の振興、住民生活の安全の確保等を行うこととして、財源の重点的配分を行うこととあります。

第三は、定員管理の適正化等により地方行政の改善等財政秩序の確立を図ることとあります。

この結果、明年度の地方財政計画の規模は、歳入歳出とも四十七兆五千四百二十二億円となり、前年度に比し二兆五千三十三億円、五・六％の増加となっております。

また、地方公営企業につきましては、その経営の健全化を図るため、引き続き交通及び病院事業の再建を推進するとともに、下水道等生活関連事業を中心とした地方債資金の所要額の確保とその質の改善を図ることとしたほか、上水道事業及び下水道事業について、資本費負担を平準化するための

地方債措置を講ずることとしております。

（地方税）

次に、地方税について申し上げます。

ただいま申し述べましたとおり、明年度の地方財政は、単年度としては収支が均衡する見込みとなつたのでありますが、経済の安定成長のもとにおいては、従来のように地方税の自然増収に大幅な伸びを期待することは困難であり、さらに昭和五十年以降累積して来た巨額の借入金返済等を考慮すれば、依然として厳しい環境に置かれてい

ると言うことができません。このような事態に對処するためには、歳出の一層の節減合理化に努め、効率的、重点的な財政運営に徹することが必要であり、その努力とあわせ、生活関連施設の整備、住民福祉の充実等行政サービスの水準を確保していくためには、税負担の公平確保に努めつつ、今後とも地方自主財源の充実を図っていく必要があるものと考えます。

明年度の税制改正におきましては、このような基本的方針を踏まえつつ、最近における地方税負担の現状と地方財政の実情とを勘案し、地方税負担の適正化、合理化と地方税源の充実を図ることを基本として、住民税所得割の非課税限度額の引き上げ、料理飲食等消費税及びガス税の免税点の引き上げ等住民負担の軽減合理化を図ることとするほか、法人の住民税及び事業税の徴収猶予割合の縮減、非課税等特別措置の整理合理化を図る一方、固定資産税、特別土地保有税等につき、市街化区域農地に対する課税の適正化措置等土地税制に

ついての所要の措置を講ずることとしております。

また、基地交付金及び調整交付金につきましては、基地所在市町村の実情にかんがみ所要の額を確保することとしております。

（総合的な地域振興策）

地域社会の健全な発展を図るためには、それぞれの地域の特性を生かしつつ、その総合的な整備を図る必要があります。そのためには、地方公共団体が主体となってこれに取り組むとともに、国にお

いても積極的に協力する必要があるものと考えます。このため、過去十余年にわたり広域市町村圏の施策を推進してきたところでありますが、明年度はすべての圏域において新広域市町村圏計画に基づく事業が本格的に実施されることになりま

す。そこで、その円滑な推進を図るため、明年度予算においては、広域市町村圏における各種行政サービスのシステムを中心とする田園都市中核施設の整備に対する助成を初め所要の財政措置を充実することとし、地方の時代にふさわしい地域社会の整備を積極的に推進してまいりたいと存じます。

また、地域的な連帯感に支えられた近隣社会としてのコミュニティの形成を図るため、コミュニティにおける生活環境の整備、コミュニティ活動の促進など、その施策の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

（行政改革の推進と地方行政の充実）

行政改革は、今日における政治、行政上の最重要課題であり、国民の最大の関心事の一つでもあります。また、一方においては、住民生活に身近な行政に対する国民の関心と期待は一段と高まりつつあり、地方行政の果たすべき役割はますます重要となつてきております。

このような状況のもとで、今後行政改革を進めるに当たっては、国、地方を通ずる行政の簡素化効率化を図るとともに、自主的、自律的な地方行政を実現し、地方分権を推進することを基本的な方向とする必要があります。また、地方行政の運営に際しては、最小の経費で最大の効果を上げることにより、住民福祉の向上に努める必要があると考えております。

このため、地方制度調査会の答申を踏まえ、さらには臨時行政調査会の審議の動向にも留意しつつ、国と地方公共団体との間の事務の再配分、国の地方出先機関の整理縮小、地方財政基盤の確立

と国庫補助金等の整理合理化等についてその実現が図られるよう一層努力するとともに、地方公共団体における事務事業の見直し、機構及び定員管理並びに給与の適正化等を強力かつ計画的に推進するよう指導に努めてまいる所存であります。

(公務員行政)

地方公務員行政につきましては、かねてより公務員秩序の確立と公務の公正かつ効率的な遂行に努めてまいったところでありますが、今後ともこの方針に基づき、公務能率の向上、厳正な服務規律の確立、正常な労使関係の樹立等を図るとともに、地方公務員の給与及び退職手当については、その是正を強力に進めるとし、特に給与水準が著しく高い団体等に計画的に是正措置を講ずるよう個別に助言、指導を行うこととしており、また、定員管理についても、その適正化を一層推進し、もって住民の期待と信頼にこたえるよう、さらに積極的に取り組む所存であります。

また、さきの国会におきまして成立いたしました地方公務員の定年制度につきましても、昭和六十年三月三十一日から円滑に実施されるよう地方公共団体に対し所要の助言、指導を積極的に行い、進展する高齢化時代の要請にこたえてまいりたいと考えております。

(消防行政)

わが国の消防は、戦後自治体消防として発足して以来、制度、装備等着実に充実強化されてまいりました。

私は、国民の生命、財産を火災を初めとする災害から守るため、今後とも人命尊重を最優先として、災害の複雑化、多様化に対応し、住民、事業所及び消防機関が一体となった安全な地域社会を実現するための消防防災体制の確立を効率的に推進してまいりたいと考えております。

まず、消防機関の施設、装備の重点的な整備を図るとともに、小規模消防、特に組合消防の基盤の強化に努めてまいりたいと存じます。

次に、警防、予防及び救急救助業務の高度化に対応して、これらに従事する消防職員の専門的

教育訓練の充実を図るとともに、消防職員の処遇の適切な改善に努めてまいる所存であります。

また、震災その他大規模災害に備えるため、消防施設の整備と情報連絡体制の確立を図るとともに、危険物施設、石油コンビナート等に係る総合的防災体制の整備を推進してまいりたいと存じます。

さらに、地域における自主防災活動の拠点施設の整備及び事業所の防火管理体制を強化し、国民に対する防災知識の普及啓発に努めてまいる所存であります。

(警察行政)

言うまでもなく、治安の維持は国家の基盤をなすものであり、一たん治安が乱れると、その復元は容易ではありません。

私は、流動する社会情勢に的確に対応する警察運営の推進を図り、引き続き治安の確保に努めてまいる所存であります。

最近の犯罪情勢を見ますと、刑法犯の認知件数は昨年百四十六万六千件に達し、昭和二十三年、二十四年に次ぐ戦後第三位の発生となり、その内容においても、通り魔事件、金融機関対象の強盗事件、コンピュータシステムを悪用した犯罪、国際的な保険金目的殺人事件等の、いわば社会の変化を反映した新しい形態の犯罪が多発しております。

このような厳しい犯罪情勢に対処するため、警察は、さらに捜査体制の整備充実、科学器材を活用した捜査活動の推進を図るとともに、国際犯罪に對しては、外交ルートによるほか国際刑事警察機構（ICPO）を通じて、外国警察との捜査協力を一層推進してまいる所存であります。

さらに、民事事件への介入等一段と知能化、巧妙化の傾向を強めている暴力団に対しては、組織の根絶を目指した総合的な取り締まりを強力に推進するとともに、国民各層に蔓延し、さまざまな社会的弊害を引き起こしている覚せい剤事犯に對しても、その取り締まりを徹底するほか、覚せい剤を拒絶する社会環境づくりに取り組んでまいる所存であります。

少年非行は、ここ数年来増加傾向を示し、特に最近、校内暴力事件や少年による通り魔事件等の凶悪犯罪が頻発するとともに、非行の低年齢化の傾向が進むなど、きわめて憂慮される状況にあります。

このため、少年非行抑止のための警察活動を一層強化するとともに、関係機関、団体とも連携を図りながら、長期的な展望に立った総合的な少年非行防止を推進してまいる所存であります。

次に、交通問題について申し上げます。

昨今の交通情勢は、運転免許保有者数の増大及び自動車台数の増加による大量交通化の進展に伴い、一段と複雑化し、特に交通事故発生件数は昭和五十二年以降増加を続け、年間六十万人を超える死傷者が生じるなど厳しい状況にあります。

そのため、警察といたしましては、国民各位の理解と協力を得つつ交通事故防止を図るため、第三次交通安全施設等整備事業五カ年計画、運転者対策等の諸施策を一層充実強化してまいることとしております。

なお、四千五百万人に及ぶ運転者の免許証更新時の負担軽減を図るため、更新手続の簡素合理化等の諸施策の推進にも鋭意努力してまいる所存であります。

次に当面の治安情勢であります。極左暴力集団は、引き続き新東京国際空港に対する反対闘争を当面の課題としながら、テロ、ゲリラ闘争への動きを強めており、また、陰惨な内ゲバ事件を敢行するおそれもあります。さらに、右翼の動向にも警戒を要するものがあります。警察としては、強硬な体制を確立し、法と秩序を破壊する暴力的行為の取り締まりの徹底を期す所存であります。

以上、警察当面の諸問題について申し上げたのであります。警察は、流動する社会情勢に的確に対応し、治安の万全を期すためには、警察体制の整備充実を図り、警察官の資質の向上を図ってまいることが肝要であります。このため、昭和五十七年度においては、緊急に体制の充実強化を要するものに

ついて、地方警察官一千五百人の増員を行うこととしたいのであります。

また、警察官の資質の向上を図るため、警察教養の徹底と処遇の改善についてさらに配慮するとともに、警察職員の規律の保持並びに士気の高揚についても一層努力をいたし、もって国民の信頼にこたえてまいる所存であります。

以上、所管行政の当面の諸問題について、所信の一端を申し上げましたが、委員各位の格別の御協力によりまして、その実を上げることができま

すよう一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。次第であります。（拍手）

○中山委員長 内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。世耕自治大臣。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○世耕国務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

今回の補正予算において、昭和五十六年分所得税の特別減税措置等によつて所得税が減額補正されることに伴い、地方交付税においても、当初予算計上額に對して四百三十九億六千八百萬円の落ち込みを生ずることとなつてまいりましたのであります。

しかし、現下の地方財政は、すでに決定された地方交付税の総額を減額できるような状況ではありませぬので、昭和五十六年度分の地方交付税について、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金に四百三十九億六千八百萬円増額することにより当初予算に計上された地方交付税の総額を確保することとし、さらに、当該借入金のうち、

昭和五十六年分所得税の特別減税による地方交付税の減百五十四億八千八百万円に相当する額の償還については後年度における償還額に見合う額を、残余の額については後年度における償還額の二分の一に相当する額を、臨時地方特例交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることにより、地方財政の運営に支障のないようにいたしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中山委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○中山委員長 ここで、消防に関する件について調査を進めます。

この際、昨八日のホテル・ニュージャパンの火災事故について報告を求めます。石見消防庁長官、○石見政府委員 昨日発生をいたしましたホテル・ニュージャパンの火災につきまして御報告を申し上げます。

出火の日時は昨日でございますが、時間につきましてはまだ調査中でございます。覚知をいたしましたのは、消防機関が一九番によりまして三時三十九分に覚知をいたしております。

鎮火は、十二時三十六分でございます。出火場所は、千代田区永田町、ホテル・ニュージャパンの九階宿泊室でございます。

出火原因につきましてはまだ調査中でございまして、最終的な結論はまだ見るに至っておりません。損害につきましては、人的損害は、死者三十二名、負傷者二十八名ということに相なっております。物的損害は、焼損床面積が四千三百八十平米であります。焼損いたしたのは、九階が千九百

二十平米、十階が二千四百四十平米、屋上二十平米であります。

建物の概要でございますが、耐火づくりになっておりまして、地上十階、地下二階でございます。建面積は五千二百八十七平米、延べ面積は四万六千六百九十七平米であります。収容可能人員は二千九百四十六名というホテルでございます。

消防用設備等の設置状況でございますが、法によります必要消防設備等の設置状況につきまして、消火器、屋内消火栓、二酸化炭素の消火設備、放送設備、避難器具、誘導灯、連結送水管、自動火災報知設備等は設置が完了しております。スプリンクラー設備につきましては、一部未設置であります。

過去の指導の経過でございますが、立入検査を東京消防庁は定例年二回実施をしましてまいっております。

その際の主な指摘事項といたしましては、スプリンクラーの設備の一部未設置ということ、それから防災対象物品の防火性能がないということ、これを指摘してまいっております。

指導書の交付でございますが、昭和五十二年以降四回指導書を出しておりますが、ホテル側は昭和五十二年以降改修計画を八回提出してまいっております。

措置命令書の交付でございますが、ホテル部分にスプリンクラー設備の一部未設置部分がございますために、東京消防庁は昨年九月十一日付をもちまして、消防法十七条の四の規定に基づき、スプリンクラーの設備を設置するよう、履行期限をことしの九月十一日と定めました措置命令書を出しております。

なお、昨年五月から発足をいたしました防火基準適合表示マークは交付をされておられません。それから、防火管理の状況でございますが、防火管理者、消防計画につきましては、東京消防庁の方に選任あるいは作成をして届け出済みになっております。

避難訓練は、東京消防庁の報告によりますと、

五十五年は実施をいたしておりませんが、五十六年秋に一回実施をしておるといふ実績がございます。

消防隊の出動状況でございますが、出場隊数は、東京消防庁が百十六台の消防関係車両を出場させております。第四出場を命じております。ポンプ車四十六台、はしご車十三台、救助車八台、救急車二十二台、空気補給車六台、化学車四台、その他十七台の出場をいたしたわけでございます。

以上でございます。

○中山委員長 以上で報告は終わりました。

○中山委員長 内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本幸男君。

○松本(幸)委員 予算委員会の都合もございまして、大臣が提案説明だけでお帰りになつてしまいましたので、残念でございますけれども、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に関連をいたしまして、若干の質問をいたしたいと存じます。

議案に関する質問を申し上げます前に、ただいま御報告のありました昨八日未明、この議事堂のおひざ元でございますが、隣組のようところで発生をいたしましたホテル・ニュージャパンの火災のことにつきまして、若干お尋ねをしたいと存じます。

まだ本格的な調査の結果等が出ておりませんが、後刻またこれに対する対策等については本格的な論議があると思われましますけれども、ただいま報告がありましたような状況で発生をした火災、三十二名の死者を出したという大変な火災であります。しかもこれが首都の真中で、国際的に与える影響も、宿泊者に外人等が多かったという関係もありますので、かなり大きなものがあるのではないかとこのように思うわけであります。いま御報告がありましたように、この施設につい

ては、建築基準法上もあるいはまた消防法上からかなり欠陥があるということ、指導書が交付をされたりあるいはまた命令書も交付をされているということでございます。

御承知のように、四十八年でございますが、熊本市の大洋ビル火災、あるいは四十七年の大阪千日前デパートの火災、さらに一昨年は川治温泉のホテルの火災等、こういった宿泊施設あるいは不特定多数が集まる場所の大規模な施設の火災が発生をしております。いまも自治大臣から冒頭お話がありましたように、二度とこういったことは起こさないように厳重に指導をし、改善すべきものは改善させるということをお願いしておりますが、何か「ど元過ぎれば熱さを忘れる」という言葉がありますけれども、しばらくたちますと、それらの改善の措置等について多少熱意が薄くなるというふうなことがあります。

このホテル・ニュージャパンにつきましても、指導書が交付をされたりあるいは命令書も交付をされているわけでありますけれども、何かこういった改善命令が出されましても、改善措置が命令のとおりに行われていくのかどうかということについての事後の十分な監視と言つと語弊があるかもしれませんが、指導というものが必ずしも十分ではないような感じがするわけであります。こういった改善命令等が行われなかった場合に、やはり消防法等でも規定をされております厳格な罰則の適用、こういったものも考えてまいりませんと、何か命令を出して放しで、命令を受けた側はほとんど改善措置をとらないというようなときに、これはどうして罰則をもって臨む以外に方法はないと思うのであります。そういった点についてどのように考えておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○石見政府委員 今回のホテル・ニュージャパンの火災事故は、私どももいたしましてまことに残念なことだと存じておるわけでございます。

このホテル・ニュージャパンにつきましても、指導書が交付をされたりあるいは命令書も交付をされているわけでありますけれども、何かこういった改善命令が出されましても、改善措置が命令のとおりに行われていくのかどうかということについての事後の十分な監視と言つと語弊があるかもしれませんが、指導というものが必ずしも十分ではないような感じがするわけであります。こういった改善命令等が行われなかった場合に、やはり消防法等でも規定をされております厳格な罰則の適用、こういったものも考えてまいりませんと、何か命令を出して放しで、命令を受けた側はほとんど改善措置をとらないというようなときに、これはどうして罰則をもって臨む以外に方法はないと思うのであります。そういった点についてどのように考えておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○石見政府委員 今回のホテル・ニュージャパンの火災事故は、私どももいたしましてまことに残念なことだと存じておるわけでございます。

このホテル・ニュージャパンにつきましても、指導書が交付をされたりあるいは命令書も交付をされているわけでありますけれども、何かこういった改善命令が出されましても、改善措置が命令のとおりに行われていくのかどうかということについての事後の十分な監視と言つと語弊があるかもしれませんが、指導というものが必ずしも十分ではないような感じがするわけであります。こういった改善命令等が行われなかった場合に、やはり消防法等でも規定をされております厳格な罰則の適用、こういったものも考えてまいりませんと、何か命令を出して放しで、命令を受けた側はほとんど改善措置をとらないというようなときに、これはどうして罰則をもって臨む以外に方法はないと思うのであります。そういった点についてどのように考えておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○石見政府委員 今回のホテル・ニュージャパンの火災事故は、私どももいたしましてまことに残念なことだと存じておるわけでございます。

このホテル・ニュージャパンにつきましても、指導書が交付をされたりあるいは命令書も交付をされているわけでありますけれども、何かこういった改善命令が出されましても、改善措置が命令のとおりに行われていくのかどうかということについての事後の十分な監視と言つと語弊があるかもしれませんが、指導というものが必ずしも十分ではないような感じがするわけであります。こういった改善命令等が行われなかった場合に、やはり消防法等でも規定をされております厳格な罰則の適用、こういったものも考えてまいりませんと、何か命令を出して放しで、命令を受けた側はほとんど改善措置をとらないというようなときに、これはどうして罰則をもって臨む以外に方法はないと思うのであります。そういった点についてどのように考えておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

あるいは火災報知機、煙感知器、こういったような設備も有効に作動しなかったというようなことも報ぜられているわけであります。

ておりまして、一つは、そのような消防法に基づきますだけの設備が十分設置されておるかどうかということと、もう一つは、日ごろのそれに対し

うこととは矛盾するのではないかという感じがするわけであります。

そういうやさきに、国会の目の前でこのような

でございます。

なお、各消防機関におきましても、非常に財政厳しい折でございます。人的、物的にも最大の効

果を發揮いたしますように、それぞれの消防機関の実態に応じて、その点についての十分の努力をしていただきますように、私どもとし初めから強くお願いをいたしておるようなところであります。

なお、五十七年度の地方財政計画におきまして、消防職員につきましては九百七十九名の増員を認めていただいたわけであります。これによつて消防の常備化あるいは近代化も、人的な面でも重点的に進めてまいりたいというふうに考えておりますと同時に、交付税の基準財政需要額におきまして消防費につきましても格段の御配慮を願いますように、ただいま財政当局といういろいろお話を申しておる最中でありまして、今後とも引き続きそのような努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

○松本(幸)委員 五十七年度の予算におきましては、財政再建の中で歳出のカットが行われているにもかかわらず、防衛費だけが七・八%も突出したのものになっているということで、多くの批判も意見もあるわけでありまして、防衛費については国の安全、つまりは国民の生命、財産、こういったものを守っていくという目的があると思ひます。一方、消防につきましても、これはやはり同じように国民の生命、財産をいろいろな災害から守っていく、こういう使命があるわけでありまして、消防につきましても、必ずしも防衛とは違つて地方団体の責任というものもそれぞれある。したがひまして、国の予算だけで一概に論ずるわけにはまいりませんけれども、同じように国民の生命や財産を守っていくんだ、外国と発生するいろいろな自然災害等と異なりますけれども、目的は同じであるということ、そういった意味合いかから言へば、防衛費に匹敵すると言つて少し言い過ぎかもしれないけれども、同じような性格を持っている。国民の生命、財産を守るんだという意味合ひではですね。そういうことでありますから、ぜひひとつこれからも消防関係の予算の充実についで、増額について、せっかく御努力をいたさ

たいというように考えます。それでは、提案されております議案に関連をいたしまして、若干の質疑を行いたいと思ひます。今回提案されておりますこの地方交付税法等の一部を改正する法律案につきましては、御説明のように交付税の算出の基礎となつております国税三税が減収になった。国税三税千三百七十億円が減収になったことによつて、いわば自動的に交付税が減額をする、こういうことでありますけれども、この減額された分については後で全額国が補てんする、こういうことになっているわけであり

ます。

昨年は御承知のように、税収の増加に伴つて地方交付税の増額が行われた。ところがことしはさまたま減収で、国税のこういう減収に伴つて交付税も減額しなければならぬ、こういう事態になつてきたわけでありまして、こういう事態が生じた背景といひましようか、今日の経済情勢、日本経済の現状、こういったことにつきまして、まず見通しを含めて御説明をいただきたいというふうに思ひます。

○宮島説明員 お答えを申し上げます。第二次石油危機の影響によりまして世界経済が停滞している中で、わが国経済は比較的良質な実績を示しております。ところが、現在、わが国経済は、内需の回復の足取りは当初見込んでいたよりも緩慢なものとなっております。景気の動向には業種別、地域別、規模別の跛行性も見られております。こうしたことに加えて、物価の予想以上の安定等もありまして、先生御指摘のように、五十六年度の税収は現在までのところ伸び悩みを見せておりまして、現時点で給与所得に係る源泉所得税につきましては、八百九十億円程度の減収は避けられないという判断をして補正減を計上したものと私どもは承知いたしております。

政府としてはこのような経済情勢にかんがみまして、内需の回復を図るために、昨年三月には総合経済対策を決定し、また十月には下期の経済運営の基本方向を定め、その着実な実施に努めてきたところでございます。その結果在庫調整はほぼ終了し、生産活動も上昇してきております。それに伴ひまして、所定外給与も増加しているという現状でございます。今後、先般決定した経済運営の基本的態度のもとに、景気は着実に回復していくものと期待しております。

○松本(幸)委員 このことにつきましては、私は昨年十月のこの委員会におきましても同じような趣旨の質問をいたしまして、その際のお答えは、日本経済は緩やかな回復過程にあるということ、さらにはいま御説明がありましたように、昨年十月二日の経済対策閣僚会議でありますか、決定した対策を講じていけば、景気がこれから徐々に上昇していくという御説明であつたわけであり

ます。これと関連して国税、地方税の収入見込みについても、その時点ではまだ上半期の状況しかわからないので、景気が徐々に上昇していけば国税収入の落ち込みも余りないのではないかという御説明があつたわけでありまして、

当時は年度の半ばでもございましたから、特に九月期の法人の決算状況を見なければ見通しがつかない、こういうお話でありましたので、私はそのときに素人考えながら、現状で下半期を見通した場合に、日本経済が徐々に向上きになっていくという状況はないんじゃないかということ、税の大幅な減収も避けられないのではないかと、いうようなことも申し上げたわけでありまして、

そのことについては、その時点ではまだ将来の予測であるということでありましたので論争を打ち切つたわけでありまして、今日の時点で考えてみますと、やはり政府が言うように、経済対策閣僚会議等で講じた景気対策を執行していけば、下期には景気が回復をするというようかなり楽観的なお話であつたわけでありまして、現実の状況というのは御承知のように必ずしも期待したような景気の浮揚が行われていないという状況であ

りまして、先ほども申し上げましたように、昨年の場合には、国税が増収をして、地方交付税もそれに伴つて増額をするという御説明が、昨年のちようどいまごろであります。とられたわけであり

ます。ことしは御承知のような状況で、国税三税が落ち込んでしまつたということから今回のような措置がとられたわけでありまして、現状からさらに先を見通した場合に、今回国税三税のうち四百三十九億六千八百円の交付税減額になりました基礎は、所得税だけが千三百七十億円減収をした。国税三税は、御承知のように酒税もあれば法人税もあるわけでありまして、そのうちの所得税だけが千三百七十億円減収になつたので、四百四十億円の交付税減額をするということでありまして、果たして所得税減額だけの交付税減額で今後済むかどうかという御説明が危惧されるわけであり

ます。そうした場合に、法人税等が落ち込んだといつた場合にさらに交付税の減額措置をしなければならぬことになるわけでありまして、それらの見通しと減額をこれから、今回はこの措置で賄うわけでありまして、今後法人税取等が減収になつた場合に、その減額されたときの措置はどうなるおつもりなのか、このことをお尋ねしたいと思ひます。

○眞鍋説明員 今回補正減をいたしませんでした法人税及び酒税、国税三税のうち二税につきまして、今後の見通しはどうかということでございます。御心配の点はよくわかるのでございますけれども、なお法人税の進捗割合は四割ということでございます。確かに十二月までの累積の実績で見ますと、予算の伸びは二六%を期待しておるわけでございますけれども、現実には前年を少し切るぐらいな状況でございます。そういうことでござい

産の動きと、それから物価の動きに非常に影響を受けるわけでございますけれども、とりわけ卸売物価が安定しておるということ、さらに加えて内需の回復のおくれが見られるというふうなことからきわめて低調であるというふうな考え、実績としてそうなるわけでございます。

しかしながら、先行きというところで見ますと、ただいま申しましたように予算額の四割強の段階にとどまっておりますし、毎々申して恐縮でございますけれども、とにかく国税の場合には三ヶ月期決算の法人税が非常に大きなウェートを占めております。つまり、法人税収の三分の一は三ヶ月期の法人であるということでございます。これがまだ残っております。さらに、これまでの月々決算期が来ますものは、月によりまして業種の隔たりといえますが偏りがございまして、必ずしもこれまでの月々の法人税の実績がそのまま今後を占うというふうにはつながりにくい点があるということもございします。

さらにまた、今年度の特殊要因といたしまして、五十五年度の三ヶ月期決算法人の延納割合が非常に低かった。五十四年度の場合であれば一三〇程度の延納割合であったのですが、今年度の場合には五〇程度であったということで、五十五年度の税収の方に入ってしまったおとというふうなことが響いております。これが数字として、実勢の伸びを低めておるという面があることも指摘さしていただきたいと思います。

それから、本年度下期の企業業績は、全体として改善状況にございます。昨日も発表いたしましたけれども、十二月の税収の動向を見ておると、たとえば十二月分の税収としては前年比六・六％の増ではございますけれども、九月、十月の決算法人は前年度に比べて二八・四％というふうな高い伸びになっております。大法人の伸びが、そのまま法人税そのものに全体としてつながるとは必ずしも言い切れませんけれども、とにかく明るい兆しが大法人の決算状況から見え始めおるといふことでございまして、経済は生き物

でございますから、いろいろな血管、毛細管を通じて経済全体にこういう動きが及んでいくことを強く期待しておるということでございます。

そういったわけで、私どもとしては法人税につきましては、大体予算のところまで行くのじやないかというふうな期待しておるということでございます。

○松本(幸)委員 お話のような結果になれば大変結構なことなものでありますけれども、素人考えで現状を見てみますと、とてもそういうことにはならないのじやないかという危惧もあるわけであります。

いずれにしても、三ヶ月の決算法人の税収が三分の一を占めるということ、それが最終的に確定するのは本年六月ごろであるというふうなことです。つまり、いま予想をもつてそう論ずるわけにはまいりませんので、いまのような御説明のことにならば大変結構なことだと思っておりますけれども、私はなかなかそうはなっていないのではないかと、私という前提で、そういう事態が生じた場合にはどうするかということをお尋ねしたわけでありまして、そのことにつきましては御答えがございませんでしたけれども、結構であります。

地方財政の側から考えますと、当面は、所得税の減収に伴う交付税の減額分を特別会計から借り入れて措置をするということ、穴埋めができるわけでありまして、地方団体の側における地方税の減収、これによって生ずる歳入の不足、これらにつきましては、どういうように措置をされるつもりであるのか。これもまたこれからのことでありますから、仮定の論議になるわけでありまして、国に、国税における減収が四千五百億、そのうちの所得税分が千三百七十億、こういうことでありますから、当然この傾向は地方にも及んでくる。地方の方は増収になって、国税の方は減収になるというふうなことはあり得ないと思っておりますので、地方税収それ自身が減収となって、地方自治体の予算に歳入不足が生じた場合の措置はどのようになされるのか、お伺いしたいと思います。

○土屋政府委員 五十六年度の地方税の税収がどうなるかにつきましては、地域により、それぞれ団体の状況が異なっておりますので、一概には申せません。また、ただいま大蔵当局から法人税の見込みについていろいろお話がございましたが、その間の動向がどういうふうなものでいくのかということ、マクロ的にも必ずしもまだ十分把握ができていないのでございします。

しかしながら、いまも申し上げましたように、地域によっていろいろと状況が異なっておりますので、法人関係税については当初見込まれた額よりも減収となる団体が出てくることも予想されるわけでございます。こうした団体に対しましては、私どもとしては、財政運営の状況等を見ながら、必要があると思われる場合は、たとえば減収補てん債による財源措置を含めまして適切に対処をしましてまいりたい、かように考えております。

○松本(幸)委員 減収補てん債、あるいは積立金の取り崩しとか、あるいはまた交付税の増額とか、いろいろな方法があると思いますが、いまお答えでもし地方税収に歳入欠陥が生じた場合には減収補てん債のような措置でやっていくというお答えがございましたので、これは結構でございますが、今回の交付税の減額の内容については、政策減税、いわゆる五百円のミニ減税に係るものが百五十五億、さらにいま申し上げましたように、所得税の自然減収分に係るものが二百八十五億、この二つを合算すると、この総額四百三十九億六千八百円のうち、政策減税分の百五十五億円については後年度全額国庫負担ということになっておるわけでありまして、自然減収分については国と地方でおのおの二分の一ずつを負担する、こういうことになっております。

それで、政策減税としてのミニ減税分の百五十五億円を後年度全額国庫で負担するということはいいわけでありまして、あとの二百八十五億、国税の自然減収分については二分の一を地方に負担をさせるということについては、これはどう

いう理由といたしまして、地方に負担させる理由があるのか、大変これも不合理ではないかというように考えるわけでありまして、

といえますのは、いま地方税の歳入不足が生じた場合には、減収補てん債を発行して補てんをするという御説明があったわけでありまして、減収補てん債に対するその後の償還についての対応は、御承知のように交付税において措置をする。

しかし、補てん債の八〇％、都道府県関係については八〇％は交付税精算の際に国が元利を保証する、市町村は七五％、こういうことになっているわけでありまして、そういう中で今回の自然減収分については二分の一ということは、つまり五〇％ということになるわけでありまして、減収補てん債については八〇％とか七五％とか国が元利保証をするというのに、この自然減収分については五〇％だけ国がめんどうを見ないということについては、これも制度上から考えましても大変不合理のような感じがするわけでありまして、どうしてこういうふうにしようとするのか、その点ひとつ納得のいくような御説明をいただきたいと思っております。

○土屋政府委員 ただいまお話がございましたように、政策減税分につきましては、国の一定の政策に基づいて行われる特別の措置でございますから、五十二年度、五十三年度の戻し減税と同様に、全額国が負担するということが合意ができたわけでございます。ただ、約二百八十五億の自然減収分につきましては、これをどういうふうにするかということについては、私どもとしては、諸般の状況等をいろいろ考慮してその負担関係を決定すべきものだと考えております。過去においてもいろいろやり方があったわけでございます。

ただ、今回の場合は、いまもお話がございましたが、五十三年度の制度改正によりまして、財源不足に係る借入金について国が二分の一を負担するといったようなルールが設けられて、その後ずっとそういったやり方をしておるというこ

とがございます。そういった点と、もう一つは、現下の国の財政というのが御承知のようにきわめて厳しい状況にあるといったこと等を全般的に勘案いたしまして、二分の一を国が、二分の一は地方が負担するというにいたしたわけでござい

ます。地方税の減収についての減収補てん債等の扱いはたまたまお話のあったとおりでございますが、交付税につきましては、ただいま申し上げましたような全般的な情勢を勘案をして二分の一という方法を選択をしたということでござい

ます。○松本(幸)委員 時間の関係もござい

ますのでお答えは要りませんけれども、私の意見とすれば、政策減税分を国が全額補てんをするということ、これはいいのでありますけれども、自然減収分については二分の一を地方側が負担するという発想については、そもそも税の自然減収という言葉自体がおかしいのではないかと、何か自然減収とい

いますと、どこにも責任がない、天然自然の災害のような、国にも地方にもどちらにも責任がないのだというようにことにつなげていくと思

うのです。自然減収、自然ですから、しかし、自然減収というこの自然という言葉自体がおかしいのであつて、どこかにそういった歳入不足が生ずる責任があると思

うのです。その責任をあえて言えば、やはり国が一つの経済指標というものを想定をして、そしてそれに基

づいて国の予算を組み、さらに地方財政計画を立てる。その地方財政計画に従って、地方は一応これを指針として各自治体の予算を組むわけですから、その結果国の見込み違いということとでそこから生じた歳入不足というものを、何か自然現象で自然災害と同じようなものだから、国も半分持つから地方も半分持つという考え方というのは間違っているのではないかと私は考えるわけであり

ますが、これはお答えは要りません。次に、公共事業の繰り上げ発注のことについてお尋ねしたいわけですが、先ほども経済企画庁の方から、景気浮揚対策の一環として、昨年

三月十七日の経済対策閣僚会議において上半期の契約率を七〇・五％とするという方針を決め、さらに、昨年十月二日の経済対策閣僚会議におきましても、「当面の経済運営と経済見通し暫定試算」で

すが、こういったものを策定をいたしまして景気の浮揚を図ってきたわけであり

ます。この公共事業の繰り上げ発注についても、これも前の国会のこの委員会でも申し上げたわけであり

ますが、定められた当初予算の前倒しで上半期に集中して発注をしたというところで、それに続くものがなければ、補正等で追加しなければ景気の刺激にはならないというのを私は申し上げたわけであり

ますが、上半期に繰り上げ発注をする、あるいは前倒し契約とい

いますし、これが景気浮揚にどれだけの効果を発揮したのかということにつきまして、ひとつお答えをいただきたいと思

います。もう一つ、これは国の方針の公共事業でありましたが、地方団体に對しても、公共事業あるいは単独事業を含めての繰り上げ発注の指導をしたわけであり

ますが、それを含めまして、ひとつお答えをいただきたいと思

います。○宮島説明員 お答えを申し上げます。五十六年度の公共事業等の執行につきまして、先生が御指摘のとおり、昨年の三月十七日の経済対策閣僚会議で上半期の契約率が、このときは七〇％以上ということを目途として決定され、その後七〇・五％という国の目標が決

められたわけでございます。また十月二日の経済対策閣僚会議において、下半期の公共事業等の円滑な執行、それから年度内実施を目標とすることが決定され

まして、地方の単独事業をふやすということがその中で決定されたことは先生御指摘のとおりでござ

います。このような公共事業の執行促進は、現在までのところおおむね目標ど

おり実施されております。私どももいたしましては、この公共事業の施行促進によりまして、景気の維持、それから緩やかな拡大となっておりますが、その拡大に相応の寄与をしているものと考えております。

現在、わが国経済は、そのテンポは緩やかであるものの、次第に回復してきているということが言えると思

います。もとより、財政の再建が緊急の課題となつて

いる現状では、財政に本格的な景気調整機能を期待するというのは困難となつてきており

まして、限られた財源の中で、できる限りの工夫を行い、景気に対する配慮を払っていくというのが政府に課せられた課題である、このように考

えております。○松本(幸)委員 景気がよくなったのか悪くなったのかというのを測定する材料としては、やはりこれは国税、地方税を含む税収が伸びるか伸びないかとい

うことにかかってくると思

ております。現在、この前の給与改定の中におきましても一部は正を行った団体もあるわけでございますが、それらを含めまして計画をつくり実施するよう、助言、指導を今後進めてまいりたいというふうな予定にしておりますのでございませう。

○松本(幸)委員 いろいろなものを含めて、退職手当、あるいはわたりとか昇給縮減とかいったようなものを含めては正措置を講じたという事でありますが、百五十団体の特に強力な個別指導をした団体が、具体的にどの程度どういう措置を講じたのか。一部というようなお話でございまして、なかなか内容がはつきりしませんけれども、時間がございませうからまた後刻いろいろこれらの措置について、自治省の言うことを聞かないようなところに対する措置等をどうするのかというふうな事について、その是非についてお尋ねしたいと思っておりますが、これもこれで打ち切らせていただきます。

もう一つ、これも前国会で御質問を申し上げたわけでありまして、老人医療費の無料化制度の問題であります。

自治省が地方団体のやっていることについて余り喜んでいないものの中に、いま申し上げたラスパイレス指数が高いという団体の給与問題があり、もう一つには、国が制度として決めている七十歳以上の老人の方の医療費の無料化について、さらにそれを年齢を引下げて地方が単独で行っている事業についてあるわけでありまして、前の国会で、このことを大臣にお尋ねしましたところ、これは一口で言ってしまうと、地方団体の責任者の裁量、判断に任せるべきものであつて、国がラスパイレス指数が高い団体のように、個別に指導してどうしようという問題ではないというお答えがあつたわけでありまして、前大臣から新大臣にかわられたわけでありまして、いま大臣おいでになられましたけれども、自治省自体としてそういう考へ方、方針に変わりはなつかうかという事を、ひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○小林(悦)政府委員 御指摘の老人医療の無料化

につきましても、単独事業といつたしまして各地方団体が自主的に行つておられるところでございまして、このような単独事業につきましても、将来にわたる財政負担であるとか行政効果、また国の施策の動向等を勘案して慎重に行うべきである、このような考え方に立つております。

個々の分野について行政指導をする考えは持つておられないわけでありませうけれども、財政運営通達におきまして、事業の選択に当たっては行政が真に責任を持つべき分野を的確に見きわめ、地域の実情に即して十分その緊急度を検討し、将来の財政負担についても考慮して財源の重点的配分に徹する、こういう指導をしているところでございまして、今後もこの方針で行いたいと考えております。

○松本(幸)委員 わかつたようなわからないような答弁です。

いずれにいたしましても、このことは、給与の關係は地方公務員、地方団体が雇用していると言つて語弊があるかもしれませんが、公務員自体の問題でありますけれども、七十歳以下の医療費の無料化については、これは住民といひますか、国民一般が対象になつてゐることありますから、ラスパイレス指数が高いからどうこうするといふような問題とは、おのずから性格が多少異なるというように思ふわけでありまして、これはぜひその地方の実情に応じて、それぞれの地方団体の自主性あるいは裁量、こつこつたものに任せるべきであつて、このことについてラスパイレス指数が高い団体に対して強力な個別指導をするといったような措置がとられないようにお願いをしたいと思ひます。

実は、もう少し時間があれば御質問申し上げたいことがもう一つあつたわけでありまして、これは五十七年度の税制改正にも関連することでございますので、時間が参りましたから次の機会に質問をさせていただきたいと思ひまして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○中山委員 小川省吾君。

○小川(省)委員 昭和五十七年度の交付税のところを詳しくはやりたいたうのですが、ちよつとお聞きをしておきたいと思ふのです。

昭和五十七年度から地方財政は健全性を取り戻したのかどうかというところのことでございまして、昭和五十年以降一兆円とか二兆円とか、あるいは多いときには四兆幾らという財源不足が生じてきたわけでありませうが、なぜ五十七年度には財源不足は発生をしないのですか。

○土屋政府委員 五十七年度は、単年度といつたしましては収支が均衡するという見通しになつたわけでございますが、その原因はいろいろございまして、一つには、歳入を国と同じ抑制基調に立つて節減合理化に努めたという点がございまして、一方、歳入面においてもある程度の税の自然増収が見込まれたことと、それに対応して、また国税の伸びに応じて交付税の伸びも見込まれたといふこともございまして、さらに五十七年度に見込まれております税制改正によつて、地方税でも三百十億程度の増収が見込まれ、また地方交付税においても、国税三税の大勢に対応して千百十四億程度の伸びが見込まれたといふことがございまして、それに加えて交付税上において、さらに法定額に約千億円の増上乗せをしたといふことがございまして、歳入歳出、そういったような状況のもとで収支を見通した結果、おおむね単年度としては均衡がとれるということを見込んだわけでございます。

○小川(省)委員 御説明がありますけれども、私も大変奇異の感を受けます。受けるわけでございます。やり方として、千百三十五億円を国に貸して二千九十八億円を借入をしておられるという方法をとつておられるわけでありませうが、何か地方財政にゆとりがあるような感じを与えるやり方をとつておられるわけでありませうけれども、こういう方法をとらるに、九百六十三億ですか、これを借り入れをすれば済むのであつて、何も千百三十五億円を国に貸し付けるなんという方法をとらなくてもよかつたのではないかとおもうに思ひますが、どう

うなんでしょうか。

○土屋政府委員 確かに、二千九十八億円の借入れを行ひまして千百三十五億円は減額して留保しておられることとございませうから、その分については借入れをしなくても、残りの九百六十三億については借入れをしておけばよかつたのではないかとお話をございまして、形としてはそういうことも考えられないことはなかつたわけでございます。

ただ、私どもとしては、一つには二千九十八億円というものはいわゆる利差臨時と、それから所得税において利子配当所得について源泉分離課税が選択された場合に住民税で把握ができないといふこと等を考慮した臨時特例交付金である、そういうことから、どうしてもその点については確保したかつたといふことでございまして、それを明確にする意味で、結局一般会計からは交付税会計に入れないけれども、借入金によつてそれを確保するといふことにしましたことと、もう一つは、千百三十五億を留保することによつて国の一般会計についても活用できる面をあけておくといふことと、さらに後年度の交付税の返還において、それを後で返していただくことによつて、中長期的に見た地方財政の運営の円滑化、返還の緩和といふ意味で円滑化が図られる。

いろいろな面を考慮してやつたわけでございますが、単純にその分は、千百三十五億は除いて借りればよかつたんじゃないかという御議論もあるいはもつともだと思ひますが、いま申し上げましたような国との協力関係等を含めて、全般的な地方財政の円滑な運営という点からあつたような措置をとつた次第でございませう。

○小川(省)委員 いまこの法律案であります、いわゆる補正をされてこういうふうになつたわけでありませうが、昭和五十六年度の国税の収不足はさらに年度末までに一兆五千億ぐらい出るとかといふふうになつておられるわけでありませう。地方団体においてもかなり法人関係税等で収不足が出てくる団体があるのではないかとおもうに

思いますが、いかがですか。

○閣議政府委員 御指摘をいただきましたように、本年度の地方税の収入状況というのは必ずしも順調ではございません。都道府県の税収は十二月末までの状況がまとまっておりますけれども、昨年度の同期に對しまして進捗率が三ポイントほど落ち込んでいるような状況でございます。特に、法人関係税の伸びが余りよくないという状況でございまして、私も心配をしながらその推移を見守っておりますところでございます。

ただ幸いなことに、自動車関係税等において比較的計画を上回った収入が得られておりますし、また市町村関係税におきましては、個人住民税などが比較的順調でございます。したがって、年度全体、税収全体といたしましては、何とか計画額をカバーできるのではないかと、何となく私どもとしては期待をしておりますところでございます。何しろ、まだ年度途中でございますので、余り確定的なことが申し上げられないわけでございます。

御指摘をいただきました地域的な跛行性の問題でございますが、確かに景気の回復過程が地域によつて異なっておりますので、法人関係税の税収につきましても、県によつて地方団体によつて相違のばらつきが出ておるといふことも事実でございます。

○小川(省)委員 期待をしておりますので、期待は結構でございますが、期待倒れになると困ると思つたのであります。先ほど松本議員の質問でもありましたが、この場合には減収補てん償を出されるわけでありまして、結構だと思つてございいます。

大蔵省からおいでをいただいておりますので大蔵省にちよつとお伺いをいたしておきたいのですが、昭和五十七年度の地方財政については、一方では税収の落ち込みがかなり出てくるようでもございまして、また五・二％の経済成長というのが大変高い目標値でありまして、五・二％が達成をされるような見通しにはないというふうに思つております。

そういう意味では、昭和五十七年度の地方財政というのは大変厳しい局面を迎えるのではないかと、いふふうな予期されるわけでございます。地方財政が健全になつたというふうにはとても考えられない状態であらうと思つていますが、その点については大蔵省の主計官いかがでございますか。

○八木橋説明員 お答え申し上げます。

五十七年度の地方財政でございますが、先ほど来自治省の方から御答弁がございましたように、地方財政計画を見ますと、五十年の補正以来続いてきた財源不足が本年度は解消しておるといふようなこと、また財源対策債を発行しないでも組み得たということ、地方債依存度が前年度より低下していること、地方債償還率も前年度より低下し、前年度に比べて、地方財政の健全化は進んでおるといふぐあいは見られるわけでございます。

ただ一方、地方債残高がかなりのものに達しているといふようなこと、また財政計画そのものが国と同一の基調で抑制的に組まれているといふようなことから、各地方公共団体におきましても、かなり歳出の節減合理化を図つて節度のある財政運営をやつていかなければならないといふような状況にあるということも、御指摘のとおりでございます。

さらに、地方税収の關係につきましても、地財計画で見込まれた地方税収が確保できないのではないかと、いふような御意見がございましたが、現段階で私もそのように考えておりませんけれども、ただ今後とも地方税収の動向には十分注意いたしまして、地方財政の適正な運営に支障が生じないよう、その点については十分配慮してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○小川(省)委員 昭和五十七年度五・二％の経済成長がとうてい望めそうもない、インフレ志向の強いときならまだしも、百三十万戸という計画目標の住宅建設もとても望めない状態だろうと思つて

ますし、貿易面でも貿易摩擦等、これ以上貿易面における伸展は期し得ないだろうといふふうな思つております。そういう意味では、景気を浮揚できる可能性があるのは減税と大幅な賃上げしか考えられないといふふうな思つていますが、大蔵省としてはどう思ひますか。

○眞鍋説明員 五・二％は政府見通しでございます。

その背景にある物の考え方として、しはば御高承のとおり、第二次石油ショック直後の五十五年、五十六年度、両年度の経済情勢といふのが、五十七年度においては次第に好転するといふふうな考えておりました。先ほど御議論になつております公共事業の前倒しであるとか、その他もろもろの適切な経済運営のもとにおきまして、五・二％程度は確保できるといふふうな考えておるわけでございます。

特に個人消費につきましましては、五十五、五十六と前年度に比べて、たとえば実質〇・三、一・八といふふうな低い伸びであつたわけでございますけれども、この点につきましましては消費者物価が安定しておりました。さらにまた所定外給与の増加など、実質所得の回復といふものがございまして、そういう意味合いで、五十七年度においては個人消費は三・九％程度伸びるというふうなことを等を中心として、内需は確保できるというふうな考えておるわけでございます。

そこで、さきさきながら、さらに経済の回復基調を力強いものにするために減税はどうだといふお話でございます。さらにまた賃上げはどうだといふ話。賃上げの方は、私ちよつと申し上げる立場にございせんので、その点には必ずしも言及しないでお許し願ひたいと思ひますが、減税といふことになりましたと、まず一つ御理解願ひたいのはわが国の財政の現状についての認識でございます。財政再建は緊急の課題でございます。やはり財政の対応力といふものを回復することはどうしても大事でございます。わが国経済を中長期的に安定した成長をさしていくというためには、どうしても必要な重要な課題でございます。だから、

どうしても財政再建ということがまず第一になければならない。

さらにまた、税負担の關係につきましても、個人所得に對します所得税負担の割合というものは、毎々申し上げておりますけれども、国際的な低い水準にございまして、こつたこともございまして、そういうことで、私も減税をすべきタイミングにはまいないといふふうな考えております。

そこで、それでは減税して経済にどういった影響を与えるかといふことでございまして、減税してその波及効果がさらに税収につながる、こつたうお考えかと思ひますが、日本の経済構造といひますか個人の可処分所得の使い方のつたものを見てみますと、貯蓄率が国際的に非常に高いといふことでございまして、こつたことで、減税の消費拡大効果は限定されたものにならざるを得ないといふことで、減税いたしましては税収でその分をカバーする、回復するといふことはとつて無理だといふふうな考えております。

そつたこともございまして、所得税減税が要するに経済の回復に役立つにしましても、それによつて財政再建なり何なりに直接的に役立つといふことではなく、むしろ財政再建をおくらせる要因になるといふふうな考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 五・二％の経済成長について大分自信のあるようなお口ぶりでございますが、私は五・二％の成長といふのはどうも期し得ないものだらうと思つております。これはもう少し先へ行つて議論をいたしたいと思つております。それから、いま減税について、仮に減税をして、日本人のいわゆる貯蓄性向からいって貯蓄に回つて、消費購買力に回らぬといふようなお話がございまして、たかだか、いま減税をすれば私は消費購買力に回らぬと思つております。その消費購買力の増加によつて、私は財源は必ず出てくるだらうと思つております。現在私どもの生活は、いろいろ欲しい品物がたくさんあるわけございま

すから、減税をすることによって貯蓄に回るなどということは決してないだろうと思っておりますが、この際思い切つてひとつ大幅な減税を実施する。あなたは、大蔵大臣でもないし局長でもないわけだから、少なくとも大蔵省の下部の方ではそのくらいの気構えを持ってもらわねと困るだろうと私は思っているのですが、もう一回お答えをいただきます。

○真鍋説明員 マクロのきわめて大胆な計算でございませう。それで、所得税減税の税収取り戻し効果といいますが、どの程度増収になるかということとを非常に大胆に計算いたしますと、千億の減税で百億というふうな数字も一応内部の数字としてはあるわけでございませう。もちろんこれは初年度でございまして、年々少しずつ回復はしていきませうけれども、いずれにしてもネットでもかなりの減収になることは避けられないというふうに考えております。もちろんこれはマクロの計算でございまして、国民一人一人がどのような対応を、消費行動、貯蓄行動をするかということまではわかりません。非常に大胆な話でございませうので余り大きな声では申せませうけれども、一応私どもとしてはその程度の計算が一つあるということでございます。そういったことで、いまの段階ではちよつと所得税減税は、そういった面でも非常にむずかしいというふうに御理解願いたいと思ひます。

○小川(省)委員 いま言ったように、あなたは大蔵大臣でもないんだから、大蔵省の課長クラスは国民の気持ち、大蔵大臣はつかめないのかもしらぬけれども、あなた方は本場に減税要求が強いということをはっきりつかまなければいかぬと思つております。

そこで、自治省に伺いますが、五十五年度の決算状況が各市町村出たようであります。何か六十八の赤字市町村の数だというふうに言われていますが、この五十五年度の決算状況についてどのように見ておられるわけでございませうか。

○土屋政府委員 お示しのございましたように、

五十五年度の市町村の決算におきましては実質収支の赤字市町村が六十八団体でございまして、前年度の五十六団体に比べますと十二団体増加しておりますという形になっております。こういった赤字団体について眺めてみますと、おおむね共通しておりますことは、経常収支比率が比較的高くて、人件費なり公債費等の経常経費の増高によって財政構造の硬直化が進んでおるという状況にございませう。したがって、税収が低迷いたしましたり必要な事業の増加が出てまいりました場合などに情勢の変化に対応する余力がない、そういったことが指摘できるのではないかと考えております。

今後の地方団体の財政運営は、全般的に見ましてやはり問題となつてまいりますのは過去の借金返済、要するに公債費の増高を中心としたもので引き続いて厳しいものがあり、なかなか楽観を許さないというふうに考えられておるわけでございまして、情勢によつては赤字団体の増加が可能性もあり得るというふうに考えておるのでございませう。したがって、今後とも各地方団体に對しまして歳入の確保に努力してもらひますとともに、歳出の節減合理化について一層努力をしていただきたいと思つておりました。そういった方向で私どもとしては指導してまいりたいと考えております。

○小川(省)委員 今後、赤字市町村の推移といひますか、流れる傾向というのとはどんなふうになると思つておられますか。

○土屋政府委員 最近の状況を見ますと、いま市町村のお尋ねでございましてから財政力の乏しい市町村で申し上げますと、昭和五十一年度が百三十一団体あつたものが五十二年度が百三十三、五十三年度が七十四、五十四年度が五十六というところで、つと減つてきておる状況にございませう。

五十五年度は十二団体ふえたわけでございませうが、今後これがどういうふうに移行していくかというところになりますと、私どもとしては、いませつかく減少してまいりましたこの健全性という

ものはどうしても確保してまいりたいということ、行政の見直し、経費の節減合理化等によりまして、赤字団体に転落しないように十分指導をし、またそれに対応する私どもの財源措置等も考えていかなければならぬと思つております。市町村の努力と相まって、今後赤字団体がふえることが全然ないとは申せませんが、そういう方向に行かないように私どもとしては努力をしてまいりたいと思つております。

○小川(省)委員 実は、国税庁にお聞きをしたいと思つたのでありますが、何か主税局の方で答えただけでございませうので、お伺いをいたしたいと思ひます。

実は、給与所得者と自営業者のいわゆる所得税負担の相違の点でございませうが、いま年取一千万円の給与所得者と自営業者の課税額を比較する場合には、給与所得者の場合には給与所得控除が約二百五十万円、配偶者控除や子供の扶養控除その他社会保険料や生命保険料の控除で約百五十万円、課税対象額が六百四十五万円、支払い所得税が百二十七万五千円となるようでありませう。

一方、いま年間の売り上げが二千七百万円の八百屋さんがあるといひます。その場合、仕入れ原価が約一千五百万円、粗利が約千二百万円、雇い人を一人雇つておられますので、その給料が約二百四十万円、支払い所得税は七万四千四百円ということ、給与所得者との差が百二十万円にも実はあるわけでありませう。

聞いてみると、八百屋さんの場合には奥さんに月三十万円、息子に十五万円ずつ給料を出すことにしておつて、これで年間五百四十万円、このほか国民健康保険や国民年金等、諸控除で約百五十万円、水道光熱費やあるいは電話代、車の償却費、ガソリン代、修繕代、チラシなどの広告宣伝費等必要経費が二百二十万円、課税所得は七十二万だつたようでありませう。

この二つの例を引いてみたわけでありませうが、私は税の矛盾という不公平感を感じずにはいられないわけでありませう。自営業者の必要経費を認め

ないわけでありませう。必要経費を認めるのは当然でありませうし、わかりませう。しかし、背広を作業衣にして落とすとかあるいは家族旅行を必要経費として落とすなどということでは困るのでありますが、これは給与所得者に必要経費を認めていないところに問題があると思ひます。給与所得者にして、仕事をやる上に必要な図書購入費であるとか、あるいは必要な冠婚葬祭の費用であるとか、当然必要経費に回すべきものがあるはずでありませう。そういう意味で、大蔵省としては、給与所得者に必要経費として認めるものにはどんなものがあるのか、また、確定申告をして還付を受けるにはどんな項目について申告をすればよいのか、伺いたいと思ひます。

○真鍋説明員 先生の御質問は、直接的には二つあつたと思ひます。一つは、給与所得者に必要経費を認めようというお話、もう一つは、申告の際どういう控除項目について申告すればいいのかという御質問であつたと思ひます。

その御質問に入る前に、ちよつと設例の点につきまして、多少コメントをさせていただきます。思ひます。

給与所得者の方のお話につきましては、計算は大體そのとおりだと思ひます。

それから事業者、八百屋さんのケースでございませう。先ほど奥様とお子さんということで、専従者給与ということにございませう。これは青色という前提だと思ひます。そういったことで私ども計算いたしますと、この八百屋さん、御主人のケースは大體先生御指摘の数字にならうかと思ひます。

ただ問題は、御主人の所得が七十二万円である。にもかかわらず、奥様の給与は月三十万円、七十二万というのは年でございませうから、月六万ぐらいでございませう。奥様が三千万、息さんが月十五万というふうな計算であれば、これはやはり常識的に考えまして、いささか奥さん、お子さんに対して、全体の八百屋という所得の中で給与が高過ぎるのじやないかということにございまして、青

色の専従者給与の適用を受けるためには、あらかじめ幾ら払いますというのを税務署長に届けねばなりませんけれども、いまのような、御主人の稼ぎに比べて奥様方に与える給与が非常に高いということであれば、これはおのずからまず問題があるということであらうかと思ひます。

それからもう一つは、税金は御本人にかかる七万数千円の税金のみならず、奥様の月三十万あるいはお子さんの月十五万というものにつきましては、交付税、地方税合算をしまして、奥様について約四十五万円、お子さんについて約十三万円の税金がかかるということになります。

これらは、先ほどお話しされました給与所得者にかかる税金約百二十七万、約百三十万に對しまして、すべて合算をしても百万にはもちろん満たないという数字でございますから、非常に差があるんじゃないか、こういうことかと思ひますけれども、この場合には、要するに八百屋さんの場合は三人が働いておられるわけでございますし、その点には実際に働いておられるという事実がある限りは、そういうものと認定した前提でございますけれども、これはそれなりに合理性があるのじゃないかというふうに考えます。

その次に、八百屋さんの経費の話でございますけれども、やはり私も、青色申告者にお願ひいたしておきますことは、要するに記帳をきちんとする。記帳をきちんとしておき、同時に家と店とを明確に区分して経理するということを求めておるわけでございます。そういう前提で、いろいろ専従者給与であるとかいう特典といひますか、特別の措置を認めておるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、店と家とは区分する。そこに必要経費というものは、おのずから法に照らして厳格にやっていたかねばならぬというところでございます。

したがいまして、そこがルーズに流れるようであれば、そこは税務調査等を通じて正していかなければなりません。しかしながら、国税庁といたしましては、長年青色申告の定着を図つ

てきておりまして、私どもの評価としては、申告納税制度は次第に深く定着してきておるというふうに評価いたしておるわけでございます。大体多くの方々は必要経費についても、世間から非難を浴びないような区分をするように努めておるというふうに、私も理解しておるわけでございます。

そこで、御質問の給与所得者に必要経費を認めたらどうかという御指摘でございます。この点についてはいろいろ御議論があるわけでございますが、わが国の税法では、この点につきましては給与所得控除という制度を認めております。これは、勤務に伴います経費を概算的に控除するということとてございまして、一々記録に残して申告をしなくとも、要するに概算で引いてやります。こういうことになりまして、たとえば給与収入が年間三百万円という方であれば、給与収入の三五％が給与所得控除ということで引かれていくわけです。限界的には、一千万を超えますと五％というふうになり、だんだん給与所得控除の率は小さくなつていくわけでございますが、たとえば給与収入一千万円という人は、二〇・五％が給与所得控除ということで引かれております。

そこで、それじゃこの水準が高いのか低いのかということでございます。これにつきましては、家計調査等で私も調べてみました。その中で、いろいろ給与所得者の必要経費と見ていいだろうというのを精いっぱい集めて見てみましても、大体一〇％程度でとどまっておる。最大限一〇％だ、各所得階層とも大体一〇％から一％の間であるというふうなことで、最大限そういうことであるというふうになっておりまして、この点につきましてはそういうことで給与所得控除という概算経費控除で十分にカバーされておるというふうに評価しておるわけでございます。

それから、最後に御質問ございました、一体給与所得者についてはどういふ控除項目について申告すればいいのかということでございます。所得控除は、御承知のとおりたくさんございま

す。そのほとんどは、給与所得者の場合には給与支払い者の方で申告しなくて措置してくれるわけでございますけれども、この中で申告しなければいけないものは雑損控除と医療費控除と寄附金控除の三つであらうかと思ひます。

○小川(青)委員 いまの御説明によれば、大体給与所得控除でカバーをされているから、給与所得者に対しては申告は不要なんだというふうなことでございまして、私は、給与所得控除だけでは足りないほど、現在給与所得者の担税額は異常に高くなつていふところでありまして、そういう意味では、給与所得者からの申告を認めていって、ある程度還付できるような状態をつくってまいらなければならぬというふうに思ひます。

いま御説明の雑損だとかあるいは医療費控除あるいは住宅建設等の控除があるようでありまして、仮にある人が講演をして講演報酬等の雑所得があった場合に、雑所得等を届け出をする、その講演に要した資料収集のための必要経費等は控除になるというふうな話も聞いておるわけでありまして、雑所得がある場合には、申告をすればそういう形で控除が認められます。

○眞鍋説明員 原稿料等の雑所得につきましても申告についてでございますけれども、申告義務が、年間の雑所得の収入が二十万以上ある場合にはございまして。そういうことで、原稿料等が年間二十万以上ございませう場合には、申告いたしまして、その際にはそれに要した実費というものは控除になるわけでございます。

○小川(青)委員 特にこの点は、地方議員などの間で大変この声が強いわねえですね。地方議員もわれわれと同じように、冠婚葬祭であるとかあるいは地域の寄附金であるとか、非常に必要経費の支出が多いわけでありまして。地方議員が、これらの支出について領収証を付して確定申告の折に申告をすれば、これは認めてくれるわけですか、どうですか。

○眞鍋説明員 お答えいたします。

寄附金につきましては、所得税法上「特定寄付金」という項目がございまして、これは国であるとか地方公共団体であるとか、あるいは特に公益的な役割りを果たす法人であるとかいうものに対する寄附金以外は、一般の寄附は幾ら領収証をつけましても、これは寄附としての取り扱いはされません。給与所得者の場合には、給与所得控除の枠の中で考えておるというふうな考えをわけでございます。

そこで、恐らく先生の御指摘の中には、先ほど来、要するに給与所得者にも実額経費による控除を認めるべきではないかという御主張だと拝察いたしますけれども、この点はいろいろむずかしい問題がございまして、何と申しましようか、結局何が費用かということについての基準をどういふ場合にはあらかじめ設けなければいけませんけれども、それは非常に現実の問題としてむずかしい。特に、国民のコンセンサスを得られるような客観的、画一的な基準を見出すということは非常にむずかしいという問題がございまして、そういう基礎を見出し得ないままに実額控除制度を採用いたしますと、結局は個々人の立証技術の巧拙によつて負担の差が出てくるというところで、それがひいては大きな負担の不均衡を招くおそれなしとしないというところが悩みの種でございます。そういうことで給与所得控除という概算経費控除の中で処理させていただいて、こういうこととてでございます。

○小川(青)委員 特に地方議員の場合、非常に支出が多いわけでありまして、ぜひひとつ今年の確定申告からは、地方議員のそのような申告について特段の配慮をしていただくようお願いを申し上げておきたいと思ひます。

消防庁の長官が戻られたようでありまして、ニュージャパンの火災について若干お伺いを申し上げます。またまた火に弱い高層建物の弱点をさらけ出したわけでありまして、死者三十二名、負傷者二十八名に心から同情とお見舞いを申し上げながら、

少しく伺いたいと思います。

新聞の報道によれば、四階から十階まではほとんど防火設備がなかったと言われているわけですが、先ほどの御報告によっても、再三再四警告をしていたけれども無視をされてきたような状態でありました。横井英樹社長というのとは名うての人であつて、従業員も半減をするなど、無理な合理化をしてきたとも言われておるわけでありました。熊本の太平洋パートの火災以降消防法が改正をされて、設備も整つてきていたと思つておりましたけれども、火災になつて初めて警告が無視されているというようなことがわかつてまいりました。

そこで伺いたのですが、このようにスプリングクラーの設置とか防火シャッターその他設備をすべきものが無視されている実態を利用者は何一つ知らないわけでありました。正式に営業していれば、防火施設は整つているものと思つておるわけですが、このように警告が無視されている場合に、必要な防火施設を設置するための強制的な措置をとつていかれるかということなんでしょう。東京消防庁がさらに調査を開始をするということですが、違反があつて一回警告をして、それでも守らない場合には公表するということな措置をとることの方がよろしいのではないかとこのように思いますが、そのような考え方はあります。

○石見政府委員 たいま御指摘がございましたように、従来からも消防機関の指導あるいは指示に従わないという例は間々あつたわけでありました。私もともいたしましては、これまでも悪質な違反事案に対しては、法令の規定に従ひまして厳正な措置をとるよう強く指導してまいつたところでございます。とりわけ、御案内のとおり昨年の五月から旅館、ホテルにつきまして表示制度、いわゆる消防法の基準に適合しております旅館、ホテルにつきましては「適」のマークを交付するという措置をとります一方、違反事案に対しては、消防法十七条の四の規定に基づきます期限を付しての措置命令を発する。措置命令になお従わぬ場合には、たいま申し上げましたような表示制度と並行いたしまして公表制度というものを導入したわけでございます。

その内容は、いま申し上げましたように十七条の四の規定に基づきます措置命令に従わないというときには、消防機関はその防火対象物すなわち旅館、ホテルの所在地あるいは名称、違反の事実、内容というものを報道機関に公表する、あわせて各市町村の広報紙等に掲載するというようなことを去年の五月から実施をいたしましたわけでありました。

現在、消防機関におきましてはこれを受けまして、今後ともなお一層厳正な措置をとりますように指導をしておりますわけでありまして、一両日中にさらにはこの趣旨徹底を図るべく通達する予定にいたしておるところでございます。

○小川(省)委員 去年の五月からそういう公表措置を導入したと言いますが、ニュージャパンの場合には公表をされたのですか、どうなのですか。

○石見政府委員 ニュージャパンにつきましては、数度にわたる警告、指示に従わないものでありますから、差しとめと申しますか、いわば最終的な措置命令を去年の九月にいたしたわけでありまして、一年の猶予期間を置きまして必要な措置をとるようというにいたしておつたわけでありました。

したがいまして、去年の九月から一年間でございまして、ことしの九月まで一応の猶予期間を置いたわけでありまして、ことしの九月になりましたら、たゞいま申しましたような公表制度、あるいは状況に依りましての告発ということの段階があるいは来たであらうと思つておりますが、まだ一年間の猶予期間の中でございしたものでございまして、いま申しましたような公表制度あるいは告発というような手続はとつていなかったわけでございます。

○小川(省)委員 いや、手ぬるいのですよね。やはりそんなに、一たん起こつたら人命に関することなのですから、再三再四なんて言わずに、一回警告して守らなかつた場合にはすぐ公表するといふふうによつていかなければ、効果はないと思つたのです。事実、利用する人は知らないわけでありまして、二度とこういう事故を起こしてもらいたくないと思つたわけですね。そういう意味では、今後、具体的な設置義務等についてどういう指導をしていけるつもりですか。さらに、そういう点は厳しく公表をして、利用者に迷惑をかけないような状態をとつていくような方法を講ずる用意がありますか、どうですか。

○石見政府委員 私どももいたしましては、たいま御指摘をいただいたとおりだと存じておりまして、昨年五月から導入をいたしました表示、公表制度を徹底して、厳正に実施するように地方団体に指導をいたしましたわけでございますけれども、今回を契機といたしまして、さらに近日常に通達等を出しまして、この趣旨徹底を一段と図つてまいりたいといふふうに考えております。必要に応じて、さらに重ねての一斉点検あるいはまた特別防火査察というものも、消防機関の実態に応じて実施するようをお願いをしたいと思います。

現に東京消防庁におきましては、本日から二週間を切りまして、旅館、ホテル九百余りを再度一斉点検をして、「適」マークの交付されているものももう一度見直す、されてないものは期限を付するといふような措置をとりたいという報告も受けておるところでございます。今後とも、各消防機関に強力に実施していただきますようにお願いをしていきたいといふふうに存じておるところでございます。

○小川(省)委員 さらに二度とこういう問題を地方行政委員会を取り上げるのではないように、ひとつ適確な厳正な指導をぜひお願いを申し上げたい。

い、このことを申し添えて私の質問を終わりたいと存じます。

○中山委員長 午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時一分開議

○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大橋敏雄君。

○大橋委員 きのうはホテルの火災によりまして、またけさは日本航空の着陸のミスで、大変な事故が発生したわけでございます。いずれも多くの死傷者が発生したわけでございますが、死亡された方、またその御遺族に対しましては、心から御冥福を祈り、弔意を表したいと思つております。また、負傷された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

そこで、補正予算絡みの法案の審議に入る前に、ホテル・ニュージャパンの火災について、いづれ本格審議は別の機会に譲るといたしまして、若干聞いておきたいことがございしますので、よろしくお願ひします。

きょうの新聞報道等によりますと、都内には消防法違反と思われるホテルが三分の一もあるという報道がなされておりますけれども、これは事実かどうか、また事実ならばどう対処していく考えなのか、お尋ねしたいと思つております。

時間の関係もありますので、初めに質問を全部並べますから、答弁の方もよろしくお願ひします。

次に、けさいただきました消防庁の火災報告の内容を見てみますと、消防法による指導書交付、それが五十二年以降四回、ホテル側も五十二年以降改修計画を八回も提出したとなつておるわけでございますが、この指導書交付のあり方に関して、甘さがあるのじやないか、形式的ではないかと感ずるわけでございますが、この点についてどのようなお考えか、お尋ねしたいと思つております。

それから、同じく改善命令書でございしますが、これは消防法の第十七条の四に基づいて行われたとあるわけでございします。ホテル・ニュージャパンのについては、五十六年九月十一日付で改善命令が出されているわけですが、問題はその履行期限、つまり一年間、五十七年九月十一日まででございします。その理由を聞きたいのでございします。

新聞報道によれば、五十六年九月十一日に改善命令を出したときにホテル側の副社長が、来月早々着工いたします、こういうふうな返事をしていただということも出ていたわけでございします。私も、改善命令は、何回も何回も指導したにもかかわらず、その着工は即座にやらせるべきである、こう考えるわけでございしますが、なぜこのような猶予を与えたかということ。

それから、都の消防庁は、今回の事故を契機に消防法の改正をしたいという意思で、その動きを示しているようでございしますけれども、自治省の消防庁はどのような考えでいるか。

それから、これも報道でございしますけれども、ホテルの宿泊者の掌握に対して問題があるのではないかと考えられます。なぜならば、宿泊名簿は三百十五名に対して、実際には三百五十二名と報道されております。これには当然改善すべきものがあるかと思ひますが、どういう考えであるか。それから、死亡者三十二名の内訳です。つまり、外国人の方もかなりいらしたように聞いておりますが、そういう内訳について、またそれに対してどう対処していく考えなのか、補償措置も含めて御答弁願ひたいと思ひます。

○石見政府委員 お答えを申し上げます。まず第一点は、都内に「適」マークの交付をされていない旅館、ホテルがまだ三百余り、すなわち全対象の三分の一ぐらゐるの事実でございします。東京消防庁といたしましては、これまでも、「適」マークの交付を受けていない旅館、ホテルに對しましては、「適」マークの交付を受けられま

るよう指導を続けてまいっております。

内容によりましては、「適」マークを交付はいたしてございせんけれども、非常に軽微な改修工事と申しますか、設備の整備によつて「適」マークが交付できるという本当に軽微なものから、かなり大きな問題点を含んでいるもので、いろいろなケースがあるわけであります。消防庁といたしましては、いま申しましたように、段階に応じましてその後指導を続けてまいっておりますけれども、本日からは、「適」マークを受けたもの、受けていないものも改めて洗い直しをいたしまして、点検をし、措置をしたいというふうに、私たちは報告を受けております。

今後とも消防庁といたしましては、このような措置がとられますことを期待いたしております。消防機関とも連絡をとりながら、万全を期してまいりたいというふうに考えておる次第でございします。

それから二番目は、東京消防庁の指導が甘かったのではないかと御指摘でございします。

確かに御指摘のように、結果から見れば、私も、もう少し早く手が打てなかつたのかという気持ちもいたす部分もあるわけであります。しかし何分にも、スプリングラーの設置といひますものは、非常に大規模な改修工事にかかわつてまいります問題であります。やはり相手に理解をさせ、納得をさせて早くやつてもらわなければならぬというところもございまして、若干手間取つたことは事実だと思つております。私も、東京消防庁の職員が手心を加えたとか甘かつたかというところとは、さらさら考えていなかったわけでありますけれども、結論的にはそういうことの御批判もあるいは受けなければならぬだろうということとでございします。

置をとるようにならねて指導してまいりたいというふうな考えでございします。

それから三番目は、昨年九月の措置命令に對しまして一年間の留保期間と申しますか、一年以内に完成をするというところを東京消防庁とホテルの方とで了解し合つたことは少し長過ぎるのではないかと御指摘であつたと存じております。

ただいま申し上げましたように、スプリングラーにつきましては、表に取りつける工事ではございせんので、いわば目に見えないところに導水管を配管し、そして相当全館にわたります大きな工事になるわけであります。見積もりあるいは設計、施工ということも考え、かつまた、あのホテルの中に一部消防設備が完備しておる部分もあるわけでありますから、そこは営業しながら工事を進めていくということになりますと、何かと支障のある部分も出てくるわけであります。

東京消防庁といたしましては、一年間という中でぜひ仕上げてくれということとで了解したものと理解をいたしておるわけであります。一年間でございしますので、ことしの九月に工事が完了するとう予定になつておりました。この二月十日には着工の運びになつておつたというふうに承知をいたしておるわけであります。今後、この点につきましても、可能な限り早急な改善措置をそれぞれについてとりましますように、この点も指導してまいりたいと思つておるわけであります。

それから、東京消防庁の方で消防法の改正の議論がなされておるといふようなこととでございします。私もまだ詳細伺つておりませんが、今回の火災の原因究明、その分析等も十分いたしまして、東京消防庁その他関係消防機関とも相談をしながら、今後法改正あるいは政令改正を必要とするものがある部分もございしますれば、十分検討してまいりたい。あるいはまた、運用で賄ひ得るものがあるれば、その点についても運用をさらに改めていく。いろいろな制度改正あるいは運用面、両面にわたりますので、今後いま申しましたように、今回の

の結果を踏まえて私どもは検討していかなければならぬというふうな考えでございします。

それから、ホテルの宿泊者名簿に登録されておりました者、実際に宿泊しておつた者の数字が食い違つてゐるではないかという御質問であつたと存じます。

この点につきましては、正確な数字はまだ私も詳細報告は受けておりませんが、御指摘のように、やはり若干食い違つておつたのではないかと、いうことを東京消防庁の方でも申しております。

この点につきましては、先般の川治のプリンスホテルの火災以後、関係七省庁の連絡会議を設けて、了解事項というものをお互ひに了解し合つてゐるわけであります。その中に、宿泊につきましては宿泊者名簿を整備して、宿泊者の確認を十分行つたということとを申し合はせておるわけであります。それぞれ主管官庁からホテル、旅館に御指導を願つておるところであります。私も、今回のこの事故を踏まえて、なお、いま御指摘のございました点につきましては、関係省庁とも十分御相談申し上げ、さらに関係省庁におきまして御努力をお願いしてまいりたいというふうに考えておるところでございします。

それから、最後は死亡者、亡くなられた方の内訳でございしますが、日本人が八名、外国人が二十一名、まだ身元の確認をし終えておりません者が三名ということに相なつております。

なお、今後私どもといたしましては、表示、公表制度の徹底あるいはまた一斉査察の徹底を図りまして、このような事故が再び起こりますことのないよう、絶無を期してまいりたい、また努力もしてまいりたいというふうに存じておるところでございします。

○大橋委員 時間に限りがありますので、深くはまた別の機会に譲るといたしまして、先ほどの、指導に消防庁の甘さはなかつたかということに對して、いま、決して甘さはなかつたかと思つたというやうな答弁がありましたけれども、その指導書を

それから、スプリングラーという非常に技術を要する設備だから、一年ぐらゐの履行期間をつけられたという話ではございますけれども、それにしましても、その改善命令を出すまでの経過があるわけですからね。この着工までの期限については今後もう一度考え直す必要がある、このような思いでなりません。ということとは、人命が営業か、こういうことになってくるわけですね。やはり人命尊重の立場からは、一日も猶予でできないほどの重要な問題であります。何しろ人間の命に関する問題ですから、そのことを十分踏まえていただきたい。

それから、いろいろ研究した上で、消防法の改正の必要があればやろうという話でございますけれども、もう現に罰則そのものが非常に甘いという指摘がございます。たとえば、違反しても二十万程度の罰金だというようなことでですから、相手方が、その関係者がそれを非常に軽く見てゐるのではないか。そういう罰則の上から見ても、当然これは早急に改善する必要がある、このように思ひます。

それから宿泊者の問題については、これは自治省だけの問題ではないわけでございますが、これももつと的確に掌握されるような方法を考えていただきたい。

死亡者につきましては、これは自治省だけの問題ではございませんが、十分補償されるよう、すべてホテル側に責任があるわけですから、それも踏まえて指導の努力を要請しまして、火災問題については質問を終わりたいと思います。

次に、きょうの議題になっております法案に係しまして、質問をしたいと思います。

五十六年度の経済成長率は、内需中心で当初実質成長率が五・三％と設定されたわけですが、景気の立ちおくれ等から、ことしの一月、四・一％に

御承知のとおりに、政府は、五十六年度予算では二兆円の赤字国債の減額を公約として掲げていたわけですが、これも公約違反といえます。すか、三千七百五十億円の赤字国債の追加発行をしたのです。この問題については、さきの予算委員会での責任問題が厳しく指摘されてきたところですが、私がここで聞きたいことは、この下方修正された経済成長率四・一％は、果たして確保されるのだろうかということなんです。

これは経済企画庁の問題になるでしょうけれども、きょうは企画庁さんの方からは来ていただきたいとおもいますので、また変わった立場から大蔵省にお伺いいたします。

内需は相変わらず横ばいである。そしてやっと
外需の方で目標達成にカバーしようとしてきたわ
けでございすが、きのうの日本経済新聞を見ま
すと「外需もダウン 景気低迷、一段と深刻」、こ
ういう見出しで詳しい報道がなされております。

こういう現象の中ですから、私はさらに歳入欠陥が生ずるであろう、このように思うわけでございます。大蔵省の方に、二月八日に十二月度の税収収入れたわけでございますが、その繰の状況を公表されたわけでございますが、その繰に沿って四・一％に対する見通しも含めてお答えを願いたいと思います。

○真鍋説明員 昨日発表いたしました十二月分の
 税収は、きょうの新聞にも出ておりますけれども、
 やや重苦しい中で明るさが出てきたという数字に

なっております。すなわち、十二月分で対前年同月比で見ますと一四・二％の伸びになっております。進捗割合からいきますと、前年に比べましてなお四ポイントばかり、補正後でも三・九ポイントばかり落ちておりますけれども、しかしながら

次第に明るい感じがやはり出てきたというふうに考えておるわけです。午前に、若手御説明いたしましたけれども、法人税収あたりも、たとえば法人におきまして非常に高い伸びが出ておるといふうなことでございまして、私どもとしては次第

それが果たして四・一%の成長を占うものかどうかという点については、私自身はなかなかういう公の場で申すだけのものはございませんけれども、やはりいろいろ政府の諸施策、次第に浸透しておりますし、国際環境も本年後半に向かって緩やかに改善に向かつておるといふことが徐々に反映しつつあるのではないかというふうな点にいま観測いたすわけでございます。

私どもとしましては、税収の中であつて明い話が十二月で出てきたお話を順次申し上げますと、まず申告所得税につきましては、今回剰余金減税に係るもの以外につきましては全く補正をやっておりません。これは要するに、三月の確定申告でほとんどがそこで勝負になるということでございます。

源泉の方でございますけれども、一応十二月分の
 税収は一六・四％ということで、十月、十一月が
 一〇・〇、一〇・七というところが一六・四とい
 うに次第に伸びてきております。所定外労働時
 間も、最近はやや増加傾向にあるということが見
 られるわけでございます。

法人税は、先ほど申しましたので省略させていただきます。

○大橋委員　時間がないから、聞きたいことだけ聞きますので……。

いまの御説明では、十二月分のみで見れば確かに前年同月比で一四・二％増大ということですが、まあ明るい見通しと言えないことはないのですが、四月―十二月の間を前年同期比で見ても、りますと一〇・三ですね。ということは、今回の補

正予算で見込みました税収見込みは、五十六年度は五十五年度に比べて一・五％という増の見込みで補正予算が組まれているわけですね。もしこの一・五％増という見込みになるには、あと三カ月しか残っていないのですけれども、恐らく二〇〇か三〇〇ぐらいの伸びがなければとてもこれには追いつかぬと私は思うのですけれども、その見込み

○眞鍋説明員 お答えする前に、実は五十三年の税制改正によりまして収納の時期を五月末まで延ばしております。つまり、三月三十一日までに納税義務の確定した者につきましては、収納は五月末まで来ておりますので、そういった意味では三カ月残っておるといふよりは、むしろ五カ月残っておるといった方がより近いあれかと思ひます。

そこで先生仰せのとおり、十二月末までの伸びが平均しまして、一〇・三でございます。補正後の数字が一八・五、年度通して一八・五でございます。

す。そういうことで、これからの伸びが二割も三割近い方の伸びでなければいかぬということでございますが、私どもとしては、法人税も三ヶ月法人の申告といえますか、それが残っておりますし、先ほど申しました源泉分につきましても確定申告というものが残っておりますので、経済が

次第によくなつておるといふことを期待しながら、こういうことでいけるのではないかというふう
に思つておる次第でございます。

○大橋委員 私の認識とはずいぶん開いてゐるわけでございますが、これは政務次官にお尋ねしたいと思ふのです。

いま大蔵省の答弁は非常に甘い答弁だと私は思うのです。恐らくこの一八・五%の増の見込みは

とても達成できないだろう。ということになれば、これは私の認識ですけれども、いま補正をやっていますけれども、もう一回補正のやり直しをしなければいかぬですね。いわゆる補正の補正を組まねばならぬという事態が発生するのではないかと私は思うのです。そうなった場合、その不足分についてまた大蔵省と折衝なさらなければならぬの

は当然のことではございますが、それ以前に私は政治的な責任が、これはまた深刻な問題だと思うのです。これについて副大臣の立場にいらっしゃる政務次官さん、気持ちをお聞きしましょう。

○谷政府委員 お答えいたしたいと思います。

ただいま大蔵の方から答弁がございましたが、私どもも財源確保につきましては極力がんばって

きたいと思っております。

御指摘の、今回の問題になっております所得税の財源減につきまして措置をすることは、現在お願いしておるわけでございますが、いまお話のございました法人税等のもし方が一の仮定の話としてのお話につきましては、今後そういう事態が起こりましたら、もうすでに地方交付税につきましても特別交付税の一部を残すのみでございまして、皆地方各団体に配分しております関係もございまして、私も地方の各団体の状況は決して甘くないものではない、こういう判断に立ちまして、そういう事態が起きた場合には、われわれは今後、いままようおりますような財源措置につきましても極力がんばっていききたいと思っております。

○大橋委員 それはわかるのです。それはもうそうならばそうやられるでしょうけれども、問題は政治責任の方ですね。あなたはまた第三者の立場で大体こう言えると思うのです。ならないという自信があるならば、大いに言えるのじゃないですか。私は、この政治責任はきわめて重大だと思っております。それこそ、鈴木内閣総辞職ものだと思っております。本当にそのぐらいなものです。財政局長もあわせていまの見通し、私の見通しと——きょうはもう時間がないのです。残念でなりませんけれども、政務次官、この際もう少し政治責任の問題にも触れておった方がいいですよ。どうぞ。

○谷政府委員 ただいまの御質問に對しましては、まあ経済は生き物であるというお話のとおり、われわれとしては先ほど申し上げたとおり、極力がんばって財源確保には努めることをお約束申し上げます。

○大橋委員 あともう一分足らずですけれども、財政局長、きょうはいろいろとあなたと論議したかったわけですが、もう時間になりました。それで、いま言う私の経済成長の見通し、かれこれいままでも議論してきたわけですが、財政局長の立場から、どういうふうな感じでおられるのか。○土屋政府委員 内需が緩慢であるというふうなことから五十六年度の経済見通しも下方修正され

たということもございまして、全体的に景気がそれほど順調に伸びておるといふわけにはまいらないことは事実でございまして。その意味で、所得税についても減額補正がされたわけでございますが、今後法人税がどうなるかということ、先ほどから大蔵当局から説明がございました。先ほどございまして、私もいろいろな面で見ると、これはありますからいろいろ注意はしておりますけれども、実際に当たっておられます国税当局から、いまの状況等から見てその程度は確保できる、またそうしたいという御意見がございました。それが実現することが交付税の減取にもつながらないわけでございますので、私どもとしても期待をしておるわけでございます。

先ほど政務次官が申されたのは、そういうことでいくのだけれども、仮定の問題として、何か地方へ影響が出てくるときは最大限の努力をする、こうおっしゃったわけでございます。今後税収が順調に伸びることを私どもとしては期待しております。いろいろなケースに依拠して、私どもとしてはできるだけの努力をしたいと思っております。

○大橋委員 終わります。

○中山委員長 青山丘君。

○青山委員 けさ八時過ぎですが、羽田沖で飛行機が墜落いたしました。私は大変ショックを受けています。

とりわけ、昨日ホテル・ニュージャパンで三十二名の死者を出しました。まず冒頭、亡くなられた三十二名の方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、負傷された二十八名の方々に心からお見舞いを申し上げます。

激動不透明、こしもそう考えておりましたが、特に最近の、この一両日の動きを見てまいりますと、これは深刻に受けとめざるを得ない。すべての責任が行政にあるとは決して言いません。しかし、行政の責任もまたきわめて大きい、そう思いまして、ホテル・ニュージャパンの火災に関する質問を少しだけさせていただきますと思います。

新聞、テレビの報道からしかわからない部分もありまうけれども、特に安全管理に手落ちはない部分もなかったか。その一つは、迅速に火災を泊まり客に知らせたかどうかが、たとえば非常ベル。ホテル側は鳴ったと思う、その形跡はあると言っておりますが、客室にいた人たちは全く聞いていないとも言っている。あるいは館内放送から見てみると、客側は聞いていないと言っている。一部電話の連絡を受けたと言っている。

また、従業員等の対応もいろいろな報道がなされております。九階だけに三人だけがキーをあけて知らせたと言っておりますが、多くの証言からは、従業員はほとんど逃げたのを見たと言っております。あるいは避難誘導はあったのかどうか。迷路のようになっておるあの建物の中で、九階だけ部分的にはあったという報道もなされておりますが、ほとんどが誘導がなく自力で逃げたとも言っております。あるいは初期消火はどうか、従業員は手薄ではなかったか、幾つかの問題が出ております。

それから、特に先ほど来質疑されておりましたが、防火設備が整っておらなかったようでありまして、その点では消防法違反ではなかったか。

それから、改修計画はどのように進んでいたのか。先ほど来、この二月に設置工事に入るといふようなお答えがありましたけれども、私が調査したところによりまして、昭和五十五年八月二十五日防火設備新改修計画提出ということになっておりますが、有価証券報告書の中には、設備の新設、拡充もしくは改修等の計画該当事項なしということになっております。

それからまたもう一つの点は、建設省においては、建築基準法上不適格なところはあったが、違法建築ではないと言っておる。消防庁の方では、消防法違反による違法建築だと言っておる。見る点が若干違ふのかもしれないが、行政側における見方がこのように食い違つてきております。そこで、昭和四十九年の消防法の改正によりま

すと、百貨店、雑居ビル、地下街については五十二年三月三十一日まで、旅館、ホテル等は五十四年三月三十一日まで、スプリングラー等の消防設備を設置することを義務づけております。その期限はすでに終了している。にもかかわらずこのホテル・ニュージャパンについては、東京消防庁は五十二年以降四回指導書を交付し、また毎年二回の査察に際してはスプリングラー設備の一部未設置について指摘している。そういう経過でありまして、五十四年三月三十一日からは今日までおよそ三年たっております。その間、消防設備を設置すべきだと言いつつ指摘がたびたびなされているにもかかわらず、しななかった。消防庁の対応が、もしもっと早く厳しい姿勢で臨んでおられたら三十二名の命は救えたかもしれない。非常に重要な点であらうと思ひます。

これまで消防庁の方も、それなりの努力をしてこられたということは率直に認めます。しかし、いま指摘したような幾つかの問題から見えてまいりますと、行政の責任もなお重要になってきておる。ここでひとつ、第二の川治温泉、第二のホテル・ニュージャパンの事故を起こさないようにするために相当な決意で臨んでいただきたいと思ひます。消防庁の御見解を求めます。

○石見政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘がございましたように、ホテル・ニュージャパンにつきましては、法律改正後、その施行期日でございます昭和五十四年三月から見ますれば約三年余りを経過いたしております。今回のような事故が発生いたしましたことはまことに残念に存じているわけでございます。

その三年間、一体何をしておったのかというおしかりであらうかと存じております。私も、あるいは御指摘ございましたように、三年間というのはいささか長過ぎやせぬかという気持ちも持ちます。あるいは、もう少し早く手が打てなかったのかという御批判も十分受けとめなければならぬだらうと思っております。ただ東京消防庁といったしましては、この間いろいろ手を尽くし、努力を

いたしてまいったことも事実であります。決して、ホテルの方も何もせずにはぼろかしておったわけではないわけでありまして、一部スプリングラーあるいは一部防火壁というようなことで、徐々にやってまいったこともあるわけでありま

す。徐々ではだめなのでありまして一氣にやらなければならぬということ、御指摘のとおりだと思ふわけでございます。そこで、そういうことでできるだけ相手を納得させ、できるだけ早くやらせようということを進めてまいったわけでありますけれども、最終的には昨年九月措置命令書を発して、一年間の期限を切つて措置をとるといふことをいたしたわけであります。なお、この措置命令に従わない、実行しないという場合には、昨年五月から発足いたしております公表制度を適用してこれを明らかにする、あるいはまた、状況にに応じて、罰則規定の前提となりますが告発も行うという強い決意で東京消防庁は臨んでおったわけでありますけれども、そのやさきにこのような事故が発生したわけであります。

今後、私もといたしましては、今回の事故を踏まえまして、再びこういうことがあつてはならないことはもとよりであります。これまでもたび重ねて各消防機関には、厳正にこのようなことを実施するようにお願いをし、指導してまいったわけでありまして、今後とも一段といままでの指導を強めまして、一斉査察あるいは特別査察、さらにはまた公表制度の厳格な適用等を促進いたしまして、このような事故の発生が二度とないよう十分に努力をいたしてまいりたいという決意でおる次第でございます。

○青山委員 時間がありませんから次に進みたいと思ひますが、一点だけ指摘をしておきたい。五十四年三月三十一日までに設置しなければならなかつたのです。にもかかわらず、それから二年たつて初めてこの措置命令が出されている。一年間に区切る、一年の間に設置しないという措置命令が出されておる。それ自体が遅いと言ふべ

きだろうと思ふのです。この問題は、改めてじっくり質疑をしていきたいと考えております。

昭和五十六年度の当初予算では、赤字国債二兆円の減額を目指してまいりましたが、結局、約四千億円の税収不足が生じ、これを補てんするため国債を追加発行するという補正予算が提出されていることは御承知のとおりであります。しかも、今後さらに一兆円あるは一兆五千億円にも上る税収不足が生じるのではないかと言われておりますが、五十六年度の税収についてはどのような見通しを持つておられるのか、大蔵省にお尋ねいたします。

○真鍋説明員 五十六年度の税収につきましては、五十七年度予算編成作業過程におきまして、それまでの課税実績さらにはまた政府見通しなどを基礎として見直しを行いました。そうしましたところ、予想以上に物価が安定し、内需の回復もおかれておるというふうなことがございまして、四千億円程度の減収は避けられないということとで判断いたしまして補正減を立てたわけでございます。

この後の見直しにつきましては、私も先ほど申しましたとおり、この見直しで問題なところは見直したというふうに判断しております。予定どおり税収が確保できるということを強く期待いたしておるわけでございます。

○青山委員 一つは、総理大臣もいつも内需の停滞、予想以上の物価の安定、物価が安定するよう努力してきたのでしよう。物価が安定するよう努力してきたにもかかわらず、だから税収が不足したなどというのは理屈に合わないと思ふのです。これが一つ、いいですか。いつも、本会議でもそうですよ。恐らく大蔵委員会でもそんな答弁あつたでしょう。大体おかしいと思ふ。

それから、きのう大蔵省が発表しました昨年十二月の税収実績によれば、法人税、所得税を中心に税収はやや上向きになったものの、今後五十六年度税収が補正での修正見込み額を達成するのはむずかしいのではないかと思ふのです。けさの日

本経済新聞によりますと、「補正予算での税収見通しを達成するためには、今年一―五月に前年同期比二・九％増と大幅に伸びなければならぬ。税収が十二月回復したとはいへ前年比一四・二％増で、補正予算での見込み（このときは一八・五％増でありましたが、この「見込み」を四ポイント以上上下回っている現状からみて、これは事実上不可能に近い。）」と報道しているのです。

さらに、一―五月の税収が四―十二月と同じ前年同期比一〇・三％増のまま推移すると、約二兆二千億円の税収不足となつていく、補正で見込まれた一八・五％増で推移したとしても、一兆二千四百億円の不足となると報道しているのです。そこで、大蔵省は、補正後の予算で見込んだとおり、三十一兆八千三百十六億円の税収を確保できると言い切れますかどうか、お尋ねをいたします。

○真鍋説明員 第一点の、物価の安定をいつも例に引くとおっしゃられる点、まことによくわかるわけでございます。

ただ、私も申し上げておりますのは、税収のチームといひますか言葉で申し上げておりました、どうしても物価が、たとえば法人税をとりまして、どうしても物価の伸び、それと特に卸売物価の伸び、こういったものが相乗いたしまして、特に私どもの法人税といひますのは収益部分つまり所得にかかるといふから、そういった限界部分が大きな要素を占める、こういった面があることは事実でございます。

さらにまた、物品税等も価格に対してかけるといふケースが多い。数量もございしますけれども、従価税である場合もございします。そういったことも影響してまいります。あるいはまた印紙税なんかにやはり物価が影響してくるということも、税のチームで申しますとそういったことになるといふことでございまして、まことに御聞き苦しいとは思ひますけれども、もちろんそのバックに景気の回復がややおかれておるといふ面もあることは当然のことでございますが、税のチームでございしますので、ひとつお許し願ひたいと思ひま

す。

その次は、十二月実績を見ても、なお今後の五

か月間で二九・一％の伸びがなければ確保できぬじゃないかということでございます。これにつきましては、私もとしましては、先ほど来申し上げたように各税目にわたりましてそれぞれ実績、さらには主要な部分につきましては聞き取り調査等をいたしまして、さらにまた政府見通しとの整合性を勘案しながら見通したわけでございまして、私もとしましてはこういふこと

でいけるというふうに強く期待しておるわけでございします。ただ、そういったふうなこれまで一〇・三であつたのが残り五か月は突然二九・一％になるかといふことでございします。このところの私は私どもの税収の見積りも仕方が、ただいまのようないふことで各税目ごとに積み上げていくといふことでやつておりました、それぞれ押さえてやつておりますので、全部合わせたところで二九・一がいけるかといふことにつきましては、積み上げの結果はそういうことで、私もはいけると強く期待しておるわけでございします。

これまで、それでは十二月末まで低くてその後ぐつと上がったかあるいは下がったことがあるかといふことでわずかに御説明するしか、この段階では、いま申しました以外には方法はないのでございしますけれども、やや補強いたしますと、たとえば四十七年度におきましては、十二月末までの伸びが一八・六でございしましたが、一月以降は三一・六、この時期はやや異常なときに近かつたかも知れませんが、そういうこともございします。さらにまた五十年では、マイナス一三・二であつたのがマイナス〇・六といふようなときもございします。五十二年でございしますと一〇・〇であつたのが、落ちる方でございますが三・九といふふうな落ちておるといふケースもございします。いずれにしても、これは補強的な材料でございします。そういったことでございしますので御了承願ひたいと思ひます。

○青山委員　まだ後に質問をたくさん残してあるものだから、余りこれだけをいつまでもやっていくわけにはいきませんが、しかし二九%増というのに強く期待しておられるのはよくわかる、積み上げてきて、期待しておられるのはわかるが、あなたたちが責任を持ってそれは達成可能だと確信しておるかとかということ、これは政治的にも責任の問題になってくるが、結果的にだめでしたよなどというようなわけにはなかないかなないので、この見通しは大丈夫か、こういうことなんですよ。

それからもう一つ、もし新たにいま申し上げたようなことで歳入欠陥が生じた場合に、第二次の補正予算を編成して赤字国債をさらに増発していく考え方がおありか。これは政治的には大変責任の問題だから、そんなことは結果的に赤字が出たあまた後ということになるかもしれませんが、そんな無責任なわけにもいかないと思う。そこで、歳入欠陥を埋めていくために決算調整資金の取り崩し、それでも不足する分は国債の整理基金特別会計からの借り入れで穴埋めをしていく方針かどうか、お尋ねをしておきます。

○八木橋説明員　お答えします。

ただいま主税局の方からお答え申し上げましたように、私どもはいたしましては、全体としてはいい補正予算で見込んだ税収は期待できるのではないかとにかくあいに考えておるわけでございましてが、仮に歳入欠陥が生じるような場合にはどうするかというところでございますが、その場合におきましては、歳入歳出全体を通じますところの状況におきましては、歳入歳出全体を講じてまいるといふぐあひに考えておるわけでございまして、具体的にどういふことと云うようなことは現在考えておりません。

○青山委員　全く無責任な話だ。その事態にならなければ何にも考えられないのかね。もう一遍改めてやらざるを得ない。これだけだったら、あと持っている質問ができなくなってしまう。ただ非常に不満です。その事態にならないれば態度が表

明できない、国会のこの場で国民の前に明らかにすることができないというのは大変不満です。ですが、これは改めてやらなければならぬと思います。

自治省にお尋ねします。

景気の停滞が国と同様に地方税収へも重大な影響を与えてきておりますが、五十六年度の地方財政計画に見込んだ税収入に對していまどのような状況にあるのか。地方税収の見通しはどうでしょう。これが一つ。

それから、地方財政計画における税収見込み額に比べて税収が不足した場合、どのような形で処理されるのか。多くの地方団体は積立金を取り崩して対応していく、こういう見込みであろうと思いますが、積立金で対応し切れない地方団体、たとえば、東京、大阪、愛知などは減収補てん償の発行を希望しております。自治省はどのような方針で臨まれるのか、お尋ねいたします。

○関根政府委員 地方税の収入状況でございますが、今年度計画額に對しまして、必ずしも進捗状況がよくございません。特に法人関係税におきまして、伸び悩み現象が出ております。十二月末の都道府県の徴収実績を進捗度合いで見ますと、七四・二％のものが収入されております。昨年の同時期は七七・二でございましたから、去年に比べまして三ポイントほど進捗度合いが落ち込んでおる、こういうことでございます。

ただ、法人関係税が比較的悪いのですが、反面自動車関係税でございしますとか、あるいはたばこ消費税の関係でございしますとか、こういったものは比較的良好い。特に、市町村税におきまして個人関係の住民税所得割、これが比較的順調に入っております、こういうことでございしますので、私ども心配はいたしておりますけれども、これからまだ多少期間もありますので、全体としては何とか計画額を確保できるものというふうに考えている次第でございします。

○青山委員　追加財政需要についてちょっと尋ねいたします。

昭和五十六年度の地方財政計画策定後の追加財政需要としては、今回の補正予算に関連するところの冷夏や台風、雪害等々によるいわゆる災害に新たな財政需要のほかに、国と同様に地方公務員の給与改定にかかわる新たな財政需要、これらが生じていると思うのです。

そこで質問の一つ。今回の補正予算の現年災害
 復旧事業費の地方負担額はどの程度見込んでおら
 れるか、これに対する財源措置はどのように講ず
 るお考えか、その他の冷夏等の災害による特別な
 財政需要についてはどのように対処されるのか、
 これが一つです。よろしいか。

それからもう一つは、国家公務員の給与改定に準じて措置した場合の地方公務員の給与改定所要額ほどの程度見込まれているのか、またこれに対する財源措置はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

○土屋政府委員 最初に、先ほど御質問のあったことで私の方からお答えすべきものが漏れておりますので、一言申し上げます。

簡単に申し上げますと、五十六年度の税収についてはは税務局長から申し上げたとおりでございますけれども、私どもとしては、法人関係税について当初見込んだ額よりも減収となる団体がやはり出てくると存じます。なお、最終的にどういった状況になるか明らかではございませんけれども、そういった団体に對しましては、その団体の財政運営の状況、少額であるから基金を取り崩すとかかというようなことで済む場合もありましようし、いろいろなそういった状況を踏まえながら、必要があるものと認めた場合には、たとえば減収補てん債による財源措置を含めて適切な対処を考えていきたいというふうに考えております。具体的な中身は、さらに最終的な状況等を見た上で考えたいと思っております。

それから、ただいまおっしゃいました追加財政需要額の中の現年災害復旧事業費に係る地方負担額でございますが、これは七百三十七億円になっておりまして、この地方負担については地方債で

一〇〇％措置をして、後ほど普通交付税で見えいくという仕組みになっております。そのほかの災害関係の経費等についても、地方債なり特別交付税等で措置をしていくというつもりでございます。

それから最後のお尋ねの、地方公務員の給与改定の所要見込み額と財源措置をどうしたかということですが、五十六年度の給与改定について見ますと、人事院勧告を国並みに実施をするとした場合に必要となります一般財源は、約三千六百億円くらいになると見込まれております。本年度の地方財政計画において、地方公務員の給与改善に要する経費として一％分、約九百三十億円が計上されておりますので、差引きますと約二千六百七十億円の財源を必要とするということでございます。

これについての財源措置は、すでに御説明も申し上げましたように、追加財政需要額のうち災害分を除いた額が三千九百億円ございますので、このような要財源ということになりますれば、これで十分対応できるものというふうに考えております。

○青山委員 最近の新聞報道によりますと、タブー視されていた地方交付税率の引き下げを検討することになったという動きが伝えられております。これはもちろん大蔵省で検討しておるといふ報道ですが、事実関係はどうか、自治省は御存じか、お尋ねをしておきます。

○谷政府委員　お答えいたします。
たゞいまの問題につきましては、大蔵省の方から何ら自治省としては聞いておりません。

○八木橋説明員 御指摘のような新聞報道されております交付税率の変更につきまして、現在検討しているという事実はございません。

○青山委員　ない。

○八木橋説明員　現在検討しておりません。

○青山委員　時間が来ましたので、この質問の続

道がなされるのは、その裏には、地方財政は豊か

だ、なぜかならば地方団体の職員の給与は高い、
こういう問題があります。したがって、この問題
が背景にありますので、これまで自治省がとつて
こられた、たとえば地方公共団体の給与を公表せ
よ、こういう姿勢、これは非常に重要で、もつと
徹底してやらなければいけません。しかし、この
問題をまた取り上げますと、地方団体の公表の仕
方にもたくさん問題があるし、また、地方団体に
おいては、理事者と組合だけで適当にうまくやっ
ていて市民はよくわからないということも幾つか
あるので、自治省、ひとつぜひしっかり取り組ん
でくださるよう要望を申し上げて、質問を終わ
ります。

○中山委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 私は、最初に昨日のホテルの火災に
ついて伺いたいと思います。

その前に、亡くなられた方々に対し心から御冥
福を祈り、そして御遺族の方には心からの哀悼の
意を表したいと思います。

まず最初に、ホテル・ニュージャンパンの出火当
時の客室関係の従業員の夜勤体制は一体どうなっ
ていたのか、伺いたいと思います。

○石見政府委員 当日夜の状況あるいは原因等に
つきましては、ただいま東京消防庁と警視庁とで
合同でいろいろ調査をいたしておる段階でござい
まして、まだ詳細把握できない部分も多々あるわ
けでございまして、私ども、今日までの段
階で東京消防庁から報告を受けましたところによ
りますと、災害が発生いたしました夜、従業員の
勤務は八名であつたと聞いております。なお、そ
のほか警備保障会社に警備を委託をいたしてお
りますので、その警備員がそのほかに五名、
それから、あそこには御案内のとおりテナントが
入っておりますので、テナントの従業員十八名が
当直をしておつた、合計三十一名が当日夜のホ
テルの中に一応おつたということでございます。

○岩佐委員 ホテル・ニュージャンパンの労働組合
が、きのうこの夜勤体制についてコメントをして
いるわけですが、交換台の女性従業員二名

を除く夜勤者、フロントが三名、ロビーが二名、
ルームサービス二名、七名しかいなかった、この
コメントをしているわけです。この夜勤体制で初
動消火と通報、こういうものに当たると同時に、
四階から十階までの泊まり客三百五十人の避難誘
導をしなければならぬわけです。とても手が回
らない、そのことは明らかだと思ひます。客室が
四百十九、収容能力三千人、そういうところで当
直が七名、こういうことであるわけです。これは
横井社長の徹底した人減らし合理化、そういうも
のによるものだと私も思ひつています。

昭和三十五年オープン当時八百名以上いた従業
員、それが百四十名に減らされてしまいました。

ホテル経営者にあるまじきこうした行為は、人命
軽視の営業方針だといふふうな言わなければなら
ないと思ひます。初動消火、それから通報、避難誘
導、こうしたことに間髪を入れず当たる、そうい
うためには日ごろの訓練はもちろんのこと、ホテ
ルの規模に応じた必要かつ十分な一定の基準が必
要だと思ひます。合理化でどんどん従業員を減ら
し、消火や誘導を機械設備に任せておいていいと
いうものではないと思ひます。消防庁は、一体そ
の基準を明らかにしているのかどうか、あればお
示しをいただきたいと思ひます。もしその基準が
ないのならば、やはりつくるべきではないかと思
ひます。大型、都市型ホテルがこういう無人型の
状態にある、これは非常に好ましくない。たとえ
「適」マークがあつたとしても、本当に安眠でき
るホテルであるかどうか、そういうことが別問題
になつてくるわけです。

そこで伺いたいと思ひますけれども、ホテル・
ニュージャンパンの消防計画の作成及び届け出、そ
ういふものがあつて、消防計画については「適」
マークの要件を満たしていたのかどうか、その点
についても伺いたいと思ひます。

○石見政府委員 ホテル・ニュージャンパンにつ
きましては、法律に基づきます消防計画の届け出は
されております。その内容につきましては、御案
内のとおり、消防計画は地元の消防署長に届け出

ることが法律によって義務づけられておりまし
て、それぞれの消防機関では、各ホテルが消防計
画を作成いたします際には、建物の規模でござい
ますとあるいはまた用途、収容人員、さらには
また消火・防火施設の状態、その他もろもろの要
素を判断をいたしまして、その消防計画の作成に
つきまして相談に乗り、指導も行つておるところ
であります。

そこでホテル・ニュージャンパンの場合、消防計
画が出されておりました、その内容につきまして
は、私も報告を受けましたところでは、いま申
しましたものために、避難誘導あるいは初期消
火等の連絡通報要員として四十五名の職員の待機
と申しますか、配備を計画では出されておつたわ
けでございまして、先ほど申しましたよう
に、当夜の実態は三十一名しかいなかったとい
うことになつておるわけでありまして、その限りに
おきまして、計画に違反をしておつたといふこと
かと存じております。

一体、どの程度の規模でどの程度の要員が適
当かといふことにつきましては、ただいま申し上げ
しましたように、いろいろ旅館、ホテルの実態が
まちまちでございまして、一律に何名がいい、ホテ
ル区々でございまして、一律に何名がいい、ホテルの
宿泊人員何名につき何名というようないくつかの
設定することは非常にむづかしい問題だと思つてお
ります。ただ先ほど申しましたように、それぞれ
ホテルが計画をつくります際に、地元消防機関と
いたしましては、合理的な妥協な線に基づいて指
導しておるのが実態でございまして。

なお、それは申ししましても、何らかそういう意
味での基準がでないか。とりわけ最近、消防設
備あるいは通報設備につきましては非常に精度が
上がつてきておりまして、集中管理システム等が
非常に精巧なものができてきております。そうい
うものを導入しておりますホテルもかなりござい
ます。そうなりますと、かなり人員等につきまし
ても整備ができる向きがございまして、私どもで
もそういうような状況も踏まえて、私どもで
は現在このための検討委員会を設置をいたしまし

て、専門家の手によりまして、この辺のホテル、旅
館その他のビル防災管理体制はどうあるべきか
という中で、いま御指摘ございましたような人員
配備等につきましても十分検討していただき、適
切なる御答申をいただきまして、基準をできれば
作成したいということできつぱり努力をいたして
おるところでございます。

○岩佐委員 ホテルの中では、ワンフロアだけ
でも百の部屋があつて、そして一人の従業員が三
つのフロアを受け持たなければならぬ、そう
いうホテルもあるといふことで、これではもう非
常に危険なわけですね。

先ほど説明があつた三十一名という人について
も、たとえば正規の従業員と警備員と、そしてテ
ナント十八名というのがどういふ方かわかりませ
んけれども、こういう人たちが本当に緊急事態だ
といふときに、気をそらえて初期消火に当たれる、
あるいは誘導に当たれるのかどうか、こういうこ
とで本当に検討していかなければならない事
態だといふふうに思ふのです。そして、いま検討
委員会で作業を始めるというところですけれど
も、一体どういふ期間でこの作業を上げられよう
としているのか、その点の見通しについてお示し
をいただきたいと思ひます。

○石見政府委員 ただいま御質問がございました
ように、どの程度の人間が必要かといふことは、
先ほど申し上げましたように、消火あるいは防火
あるいは火災感知の集中システム化の進捗と申し
ますが、整備状況ともかわる問題でございまして。
したがって、そういう人的、物的な面を組
み合わせまして、と同時に、あわせて日ごろの防
火管理体制、訓練等も十分やらなければならぬわ
けであります。そういうことで、ビル全体として
の物的、人的あるいは日ごろのそういう管理体制
というものを含めまして検討していただくことに
いたしております。

発足をいたしました、鋭意専門家の手によつて
いろいろと検討していただいておりますけれど
も、どれぐらいでその結論が出るかという日数に

つきましては、まだ確たる、私自身日にちを申し上げるところまでまいってありませんけれども、私どもといたしましては、できるだけ速やかに何とかして結論を出していただきたいということと、先生方各位にはお願いをしておるような状況でございます。

○岩佐委員 これでは、「適」マークがあっても安心して泊まれないということになるわけですね。そこで、政務次官にお願いをしておきたいのですけれども、このことについては真剣に受けとめていただいて、早期にやっていたらいいように、自治省としても作業を進めていただきたい、このことを要望したいと思います。

それから、先ほどの質問の中で、いま消防庁として都内のホテルの点検をやっておられる、そういうことがありましたけれども、この点検というのはどういう中身で、そしてどれぐらいの期間をかけてやられるのか、教えていただきたいと思ひます。

○石見政府委員 東京消防庁で昨日より実施いたすことにいたしました総点検でございますが、御案内のとおり、昨年五月に公示制度を設けて、東京消防庁は大変精力的にこれを進めてまいったわけであります。九百余りの対象物の中で、約三分の一が「適」マークが交付できないという状況で今日まで至ったわけでありまして、「適」マークの交付できない旅館、ホテルにつきましては、その後「適」マークを受けられるように、設備の改善その他指導をずっと続けてまいったわけでありまして、けれども、今回の事故を契機といたしまして、東京消防庁におきましては、二月の九日から二十三日までの間をかねまして、すでに「適」マークの交付を受けております旅館、ホテルにつきましてもなお再度調査を実施するということ、それから「適」マークの交付を受けてない旅館、ホテルにつきましては、引き続き徹底した調査、指導を重ねていくということで、昨年五月以降やっていたりしましたことをもう一度再点検、再確認をしたいということでありまして。

内容的には、消防法の基準あるいは建築基準法の規定に基づきまして、二十四の項目、約六十の点検箇所につきまして、総点検を各施設ごとに行うということと内容をいたしておるものでございます。

○岩佐委員 その結果について、本委員会に提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石見政府委員 ただいま申し上げましたような一斉査察、調査を行いました、なお「適」マークの交付できない旅館、ホテルというものが残ると思っております。これにつきましては、公にしてはどうかというお話でございますが、存じます。この点につきましては、東京消防庁の方と十分よく話をいたしまして、そのような方向で委員会あるいは理事会にお示しできるようなことに努力いたしたいと存じております。

ただ、出す時期とか出し方につきましては、いろいろ問題があるかと存じております。ちょっととした手直して「適」マークがもらえるところとどうにもならないところ、段階がいろいろあるうかと思っております。その辺十分コメントをつけながら、東京消防庁の方と今後その方向で出せるように努力をいたしたいというふうに存じております。

○岩佐委員 客の安全のためにスプリングクラーをつけようというところは、労働組合も再三にわたって要求してきたところですが、それが果たされなかったわけですが、それと同時に、外見はりっぱに見えても内部構造は、一たん火が出ればまたたく間に水平方向に広がるというベニヤ張り構造が一部にあつて、これが改善されない、残されていたというところになつてゐるわけですが、この点改善命令事項だったのかどうか、その点を消防庁に伺いたいと思ひます。もし改善命令事項じゃないと、これは大変なことだと思ひます。

それから建設省に伺いたいのですが、これについていかなる措置をしておられたのか、そういう点について伺いたいと思ひます。

○石見政府委員 ベニヤ張りの部分があつたことは事実でございます。これは各室内が、御案内のとおりコンクリートを打ちました上にベニヤ等を張る、あるいはまたその上にクロスを張るといううなことで内部の装飾を行うわけでありまして、この部分につきましては東京消防庁といたしましては、その内装部分の不燃化を行うように、これは文書で十分指導改善方を指示してまいつてきておつたところでございます。

○梅野説明員 私ども建築基準法の関係でお答え申し上げます。

建物のつくりにつきましては、設計と施工、それから維持管理という各段階で、基準法で求めておる性能を十分満足するということが必要なのでございます。これに對しまして、東京都、公共団体の通じまして、建築基準法の確認制度という制度の中で、計画及び竣工検査というふうなことでチェックをしてきておるわけでございます。

今回の構造につきましては、手続的には三十三年以降一応適正に行われていたというふうに考えておりますけれども、実際の実態をできるだけ早い機会に東京都とともに調査をいたしまして、把握いたしたいというふうに考えております。

○岩佐委員 その調査については、後で報告をいたしたいと思ひます。

ホテル・ニュージャパンについて抜き打ち検査を消防庁がなぜおやりにならなかったのか。消防法上は、ホテルの場合にできるわけですね。ところが、いつも事前に連絡をしてそれから行く、そういうことであつたようでありまして、こういうれじや何の効果も上がらないわけですね。こういうなれ合いの状態というのは今後改善をすべきだというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○石見政府委員 消防設備の機能の検査を実施いたします場合に、相手方に一応連絡をいたしまして検査をスムーズにする。何分にもお客様の宿泊の場所をいたすものでございまして、できるだけスムーズにやりたいというふうなことで、事前に連絡をしてやるというのが非常に多いわけでありまして。

しかし、御指摘のございましたように、消防法の規定によりまして、ホテル等につきましてもいゆる抜き打ち検査ということも十分許されておるわけでありまして、今後私ども、それぞれの実態に応じて、運用としてこの消防法四三三項の規定を適用いたしまして、相手によりましては抜き打ち検査ということもやってみたい、また指導もしたいというふうに考えておるところでございます。

○岩佐委員 東京は世界でも有数の国際都市であるわけですが、このニュージャパンの場合も外人客が非常に多い。それにもかかわらず、労組対策ということで外国語に堪能なフロントマンを他に配転をさせている。しかも英語の非常口表示だとかあるいは絵表示、こういうものもなかったわけですね。やはり消防対策上、こうした国際都市であるというところで東京の場合には考えていかなければならない、あるいは大都市の場合を考えていかなければならないというふうに思ひます。

○石見政府委員 お答えを申し上げます。

ただいま先生御指摘のございましたことは、もつともだと存じております。東京都におきましては、なお京都その他もこれに準じておると思ひますが、外国人を泊める可能性と申しますか、外国人がよく泊まるホテル、旅館につきましては、日本語のほかには英語でございまして、かフランス語でございまして、通常使われるような外国語の放送の文の作成をあわせてする、あるいは館内のそういう案内、非常放送等もやるということ、東京都といたしましてはそれぞれの旅館、ホテルに指導してまいつてきてゐるところであります。

ホテル・ニュージャパンの例をとりますと、これも東京消防庁からの報告でございまして、日本語と英語、両方の非常用のテープを準備しておる、あるいはまたそういうような案内パンフレットと申しますか、そういうものを部屋に置いておつたというふうな報告を受けておるわけでございまして。

す。

なお、最近御案内のとおり、非常口につきまして「非常口」と大きく書いてございますが、あれはちよつと外国の方は読めないわけでございますので、この間改正をいたしました、あるいはテレビ、新聞等で出ましたように、駆けて逃げる形にいたしました。あれを今後普及していきたいということをやっておりますのでございます。

○岩佐委員 あと一問伺いたしたいのですが、労働組合が強く要求してきたスプリングラー等の防災設備を経営者側がなかなか取り上げなかったという問題、このことだけではなくて労働組合対策だということでも客の安全を犠牲にした、こういう非常に顕著な事例があります。それは労働組合弾圧の一環として、組合事務所に通ずる通路に鉄の扉を設け、一時期かたく錠錠していたことがあります。火災等の非常時にはお客さんはこの避難通路を通過しなければならぬのに、この個所に鉄の扉を設けて錠錠した、そういうことなんですね。この事実を消防庁は把握しておられたかどうか。労働組合はこれについて抗議文を出して、消防署にも客の安全上問題だと訴えているわけですから、どう措置をしたか教えていただきたいと思ひます。

○石見政府委員 私どもといたしましては、非常扉の一部に錠をつけておいたという事実が承知をいたしております。先般東京消防庁に、そういう事実があったのかどうかということを確認をいたしたわけでございますが、東京消防庁といたしましては、錠が二年前に設けられていたということは知っておいたことは言っております。しかし、私どもにそれを一々報告はしておりませんので私どもは承知しておりませんが、地元の消防機関としてはそこに錠があったということは知っておいたと申しております。

なお、火災当夜の錠は、錠はあるわけでございますけれども、かぎはかかっていなかったというのを地元消防機関は確認をしたということの報告を受けております。

○岩佐委員 それについては五十五年当時錠がかけられ、そして外しなさいということでも外させたということが真相です。

時間もありませんので、いよいよ本題の交付税関係に入りたいと思ひますけれども、わずかな時間ですので簡単に質問したいと思ひます。

今回の補正措置の中で特別会計借入金金の償還のうち、その一部については二分の一地方負担を導入しているわけですが、私は、今回の補正に際して、五十年以降の交付税の補正措置について、さかのぼって調べてみたわけですが、今回のケースと非常に似ていると思うのは昭和五十二年の補正です。五十二年の場合には、前後二回の補正をしていただいております。第二次補正の内容は、国税三税の大幅落ち込みがあったにもかかわらず、政府は、当時の地方財政が地方交付税の総額を減額できるような状況ではないとして特例法を定めて、交付税の法定三三％分を減額せず、かつ精算も行わないことになりました。

そこでお尋ねしたいのですが、一つは、補正の特会借入金金の償還で二分の一地方負担が導入されたのは初めてだと思ひますが、いかがですか。二つ目は、今回の措置は五十二年の補正措置と比べて著しく地方に不利な措置だと思ひますが、なぜこういうことになったのか。地方財政の状況は余裕がある、そういうふうには大蔵省から見られ、またその大蔵省の意見に押し切られたのではないかというふうに思われるわけですが、その二点について伺ひます。

○土屋政府委員 いまお示しのごさいます五十二年の第二次補正予算におきましては、国税三税が減額されました。これに伴って地方交付税も減額されることとなったわけでございますが、毎年度巨額の財源不足が生じておりました、あるいはこれからは生ずることが予想されておりました当時の厳しい地方財政の状況のもとでございまして、これを減額することは不適当であると考えまして、昭和五十二年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律に基づきまして、第二次

補正予算前の交付税額をもって五十二年の地方交付税額としたわけでございます。

しかし、率直に申し上げまして、当時すでに借入額の二分の一を国が負担をする方式を五十三年度以降とすることが合意されていたことでもございまして、五十二年度はこういう形で据置きまします。現実的には同じ扱いになるように、覚書によりまして後年度の臨時から二分の一相当額を減額することとされておったわけでございます。このこと自体は、適切であつたとは決して言えないわけですが、そういうことによつて五十四年度あるいは五十五年、そのようなことをやつたわけでございます。現実的にはこういう特例をつくりながら、やはり当時合意ができておりました実質二分の一負担という形があつたと認めざるを得ないのでございます。そういう意味では、形の上はともかく、五十年以降に降においてやはり二分の一負担といったような形がとられておつたと言わざるを得ないのでございます。

今回の補正によりまして自然減収が出たということ、それによつて交付税の減が出てきた、これをどのように措置するかということにつきましては、私どもとしては、そういう場合は、経済情勢の変化等に起因するものでございまして、もろもろの要素を考慮して取り扱ひについて決定すべきだと考えておりますが、今回の場合はただいま申し上げましたように、一つには、五十三年度の制度改正によつて財源不足に係る借入金金については国が二分の一を負担するというルールが設けられてきておる、そしてそれによつて措置されてきておるといふ事実と、それから、現下の国の財政が御承知のようなきわめて厳しい状況にあるといったこと等を勘案いたしまして、減額分相当額の借入れを行ひまして、その償還金の二分の一を地方で負担するということになったのでござい

ます。全体として見れば、五十年以降はそういう方式がとられておりました、四十六年度あたりでは借り入れたものを全額地方が負担するというような例もございまして、全体としては五十年以降はただいま申し上げたようなことでもございます。特に五十六年度については、いま申し上げたような事情によつて自然減分については二分の一負担ということにいたしましたわけでござい

ます。○岩佐委員 先ほどから議論になってるところですけれども、大蔵省の昨日の発表の国税の徴収実績、これを見ますと、地方税の場合に大体六千九百八十八億円の減収を生じる、こういう試算ができるわけですが、この減収について自治省は、五十八年度で精算をするんだ、そういう説明があるわけですが。

この精算ということですが、交付税法上確かに精算の仕組みがあるわけですが、この法律規定どおりでないことは過去の自治省のとした措置が証明をしております。昭和五十二年の第一次補正の際、当時の山本財政局長は、今回の措置は「臨時によりまして後年度補正もする」というので、将来の地方財政といたしましての影響はない、ただし、もしも五十四年度までにそのままだにいたしておれば、三角立てばそのときは交付税の精算減というかつ、こうにもなつてくるような事情もございまして、というふうに、当委員会の同僚議員に対して五十二年十月二十五日に答弁をしておられるわけですが、要は、精算にしたら地方財政への影響がある、だから補正が精算より有利であるということをおっしゃるのだというふう

に思ひます。自治省としては、手をこまねいて大幅な精算減にするのではなくて、大蔵省に対して、第二次補正を組み地方財政への影響がないよう当然要求をすべきだというふうに思ひます。これはいま地方財政が、五十六年度補正あるいは五十七年度予算の場合に、何か大蔵省から非常に豊かであるかのように見られておる、地方財政はいんだというのを言われておるけれども、実際には非常に苦しい折ですので、その点十分考えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○土屋政府委員 今後の国税の法人関係税がどういった動きになるか、その点については私もよくわかりませんが、先ほどから大蔵当局の方においては、現状ではそれほど減収を生じない、予定どおり確保できるということをおっしゃいます。私もその点については、いろいろ動きについては気になる点があることは事実でございますけれども、大蔵当局でそのようなことを言っておられるというところは、いろいろなデータをもとにして、またいろいろ前提を置いて見積りを行われた結果だろうと思っておるわけでございまして、減収を来さないように私も私としても期待をしておるわけでございます。

しかしながら、仮に減収になったといった場合にどういった取り扱いをすればいいかということになりますれば、過去の例を引いて御説明がございまして、一つには、そのままにしておいて当該年度は予定どおり確保しておいて、後年度で精算をするということもございまして、しかしながらそうなると、直接その当該年度で確保しておれば、それなりで当該年度は入りますけれども後で精算をするということになる。そこらほどどちらがいいのかということ、いろいろと検討しなければなりません。

いまの段階で、減収を前提として私どもがどうこう申し上げるわけにはまいりませんけれども、決算の結果、仮に後年度の精算減が大きくて、地方財政の運営に支障を生ずるような規模となるということでありますれば、その段階において、国、地方の財政状況等を勘案いたしまして、私どもとしては、いずれにしても地方財政運営に支障を来さないような、もういろいろな手を打って措置をしていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員 時間が来ましたので、終わります。

○中山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○中山委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

（報告書は附録に掲載）

○中山委員長 続いて、地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。

昭和五十七年度自治省関係予算の概要について説明を聴取いたします。石原官房長。

○石原政府委員 昭和五十七年度の自治省関係歳入歳出予算につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、一般会計予算であります。歳入は千九百九十九万、歳出は九兆七千八百五十五億一千九百九十九万を計上いたしております。

歳出予算額は、前年度の予算額八兆九千七百三十三億九百九十九万と比較し、八千七百八十二億一千九百九十九万の増額となっております。

また、この歳出予算額の組織別の額を申し上げますと、自治本省九兆七千六百四十七億九千九百九十九万、消防庁二千七百七十七億九千九百九十九万、以下、この歳出予算額のうち、主な事項につきまして、内容の御説明を申し上げます。

最初に、自治本省につきまして、御説明を申し上げます。

まず、地方交付税交付金財源の繰り入れに必要な経費であります。九兆二千三百九十九億二千九百九十九万を計上いたしております。

これは、昭和五十七年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込み額のそれぞれ百分の三十二に相当する金額の合算額九兆二千四百五十一億二千九百九十九万から昭和五十七年度の地方交付税に相当する金額を繰り入れられた額百四十一億九千九百九十九万を控除した額を交付税及び譲与税交付金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

次に、借入金等の利子の財源の繰り入れに必要な経費であります。四十五億六千九百九十九万を計上いたしております。

これは、地方交付税交付金に係る借入金及び一時借入金の利子の支払い財源を交付税及び譲与税交付金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に必要な経費であります。百九十九億五千九百九十九万を計上いたしております。

これは、いわゆる基地交付金でありまして、米軍及び自衛隊が使用する国有提供施設等の所在する都及び市町村に対し、助成交付金を交付するためのものであります。

次に、施設等所在市町村調整交付金に必要な経費であります。五十二億九百九十九万を計上いたしております。

これは、特定の防衛施設が所在することに伴い、財政上特別の影響を受ける施設等所在市町村に対し、調整交付金を交付するためのものであります。

次に、交通安全対策特別交付金に必要な経費として、五百十七億三千九百九十九万を計上いたしております。

これは、交通安全対策の一環として、反則金取入に相当する金額を道路交通安全施設に要する費用に充てるため、都道府県及び市町村に対し交付するためのものであります。

次に、新産業都市等建設事業債調整分の利子補給に必要な経費として、百三十二億三千三百九十九万を計上いたしております。

これは、新産業都市、工業整備特別地域等の建設、整備の促進を図るため、建設事業債の特別調整分について利子補給金を交付するためのものであります。

次に、地方公営交通事業再建債の利子補給に必要な経費であります。十八億一千九百九十九万を計上いたしております。

これは、地方公営交通事業の再建を促進するため、再建事業を経営する地方公共団体が起こした再建債について利子補給金を交付するためのものであります。

次に、再建地方都市バス事業の車両更新費の補助に必要な経費であります。十億八千七百九十九万を計上いたしております。

これは、財政再建を行う地方都市バス事業を経営する地方公共団体に対する当該事業の車両更新費の補助に必要な経費であります。

次に、公営地下高速鉄道事業助成に必要な経費であります。百七十五億九百九十九万を計上いたしております。

これは、昭和四十六年度末における公営地下高速鉄道事業に係る支払い利子に相当するものとして発行を認める企業債の利子相当額について、地方公共団体に助成金を交付するためのものであります。

次に、公営企業金融公庫の補給金に必要な経費であります。百十八億六千六百九十九万を計上いたしております。

これは、公営企業金融公庫の上水道事業、下水道事業、工業用水道事業、交通事業、市場事業、電気事業及びガス事業に係る貸付利率の引き下げのための補給金を同公庫に交付するためのものであります。

なお、このほか、同公庫につきましては、出資金を増額するための経費七億九百九十九万が大阪府所管産業投資特別会計に計上されております。

次に、広域市町村圏等の整備の推進に必要な経費であります。十一億八千二百九十九万を計上いたしております。

これは、広域市町村圏等の整備の推進に必要な経費であります。

しております。

これは、田園都市構想に即し、地域社会の総合的な振興を図るため、広域市町村圏等における田園都市中核施設の整備計画の策定に対する補助及び当該施設の整備に対する助成交付金の交付に必要な経費であります。

次に、選挙に関する常時啓発に必要な経費であります。十億八千万円を計上いたしております。これは、選挙人の政治常識の向上を図り、選挙をきれいに国民運動及び政治倫理化運動を推進するために要する経費について、地方公共団体に對し補助する等のために必要な経費であります。以上が自治本省についてであります。

次に、消防庁について、御説明申し上げます。まず、大震災対策に必要な経費として、四十億二千万円を計上いたしております。

これは、震災等大規模災害に備えるための消防防災無線通信施設及び耐震性貯水槽、コミュニティ防災センターなど震災対策のための諸施設の充実を図るとともに、防災知識の啓発及び消防防災対策調査を推進するために必要な経費であります。

次に、消防施設等整備費補助に必要な経費として、百四十五億六千万円を計上いたしております。これは、市町村の消防力の充実強化を図るため、消防車、防火水槽など消防に関する施設及び装備の充実と高度化を地域の実情に即して重点的に整備するとともに、石油コンビナート等における防災対策の推進を図るために必要な経費であります。第二に、特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

自治省関係の特別会計といたしましては、大蔵省及び自治省所管の交付税及び譲与税配付金特別会計がありまして、この特別会計の歳入歳出予算額は、十八兆二千四百八十八億八千万円となっております。歳入は、地方交付税交付金及び借入金等利子の財源に充てるための一般会計からの受け入れ見込み額、地方道路税の収入見込み額、石油ガス税の収入見込み額の二分の一に相当する額、航空機燃

料税の収入見込み額の十三分の二に相当する額、自動車重量税の収入見込み額の四分の一に相当する額、特別とん税の収入見込み額等を計上いたしております。

歳出は、地方交付税交付金、地方譲与税譲与金及び借入金の償還財源等の国債整理基金特別会計への繰り入れ等に必要経費であります。

以上、昭和五十七年度の自治省関係の一般会計及び特別会計予算の概要を御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中山委員長 次に、昭和五十七年度警察庁関係予算の概要について説明を聴取いたします。金澤官房長。

○金澤政府委員 昭和五十七年度の警察庁予算案につきまして、概要を御説明申し上げます。

昭和五十七年度の警察庁予算総額は、一千五百七十九億二千五百四十七億五千万円に比較いたしまして、三十一億五千二百五十九億五千万円の増額となっております。

次に、その内容の主なものにつきまして御説明申し上げます。

第一は、警察庁一般行政に必要な経費五百五十五億八千六百五十九億五千万円です。

この経費は、警察庁、警察大学校及び地方機関の職員並びに都道府県警察の警視正以上の警察官の職員俸給等の人事費、都道府県警察官一千五百人の増員に必要な教養経費等のほか、警察庁、警察大学校及び地方機関の一般事務経費であります。第二は、電子計算機運営に必要な経費三十五億七千万円です。

この経費は、全国的情報管理システムその他のために設置した電子計算機組織の運営に必要な電子計算機の借料とそれに付随する消耗品購入費等であります。

第三は、警察機動力の整備に必要な経費百三十八億五千九百九十九億五千万円です。

この経費は、大規模地震対策の一環ともなります。ヘリコプター、警察車両の購入、警察装備品の

整備及び警察通信施設の整備並びにその維持管理等の経費であります。

第四は、警察教養に必要な経費二十七億一千二百五十九億五千万円です。

この経費は、警察学校入校生の旅費と警察学校における教養のための講師謝金、教材の整備費等であります。

第五は、刑事警察に必要な経費八億六千六百五十九億五千万円です。

この経費は、暴力団犯罪及び一般犯罪の捜査、取り締まりの指導、連絡等に必要な旅費、物件費並びに犯罪鑑識に必要な法医学化学器材等の整備費、消耗品費、死体の検案解剖の経費のほか、犯罪統計の事務等に必要な経費であります。

第六は、保安警察に必要な経費一億一千六百五十九億五千万円です。

この経費は、青少年の非行化防止、風俗取り締まり、麻薬、覚せい剤、密貿易、拳銃等銃砲危険物、公害等に関する犯罪の捜査、取り締まりの指導、連絡等に必要な旅費、物件費等であります。

第七は、交通警察に必要な経費二億二千二百五十九億五千万円です。

この経費は、交通安全に関する広報及び運転者対策等に必要な物件費並びに交通取り締まり指導のための旅費等であります。

第八は、警備警察に必要な経費六億二千六百五十九億五千万円です。

この経費は、警備警察運営に関する会議、指導、連絡等の旅費、器材類の整備等に必要な経費であります。

第九は、警察活動に必要な経費百四十六億四千六百五十九億五千万円です。

この経費は、犯罪の捜査、取り締まり等警察活動に必要な旅費及び捜査費であります。

第十は、警察電話専用回線の維持に必要な経費四十一億六千九百九十九億五千万円です。

この経費は、警察電話専用回線を維持するため日本電信電話公社に支払う、いわゆる警察電話専用料であります。

第十一は、犯罪被害給付に必要な経費六億六千七百五十九億五千万円です。

この経費は、殺人、傷害等の犯罪により死亡したまたは重障害を受けた場合、その遺族または被害者に対し国が一定の給付を行う制度を実施するために必要な給付金及び事務費であります。

第十二は、千葉警察新東京国際空港警備隊に必要な経費五十四億一千六百五十九億五千万円です。

この経費は、千葉警察新東京国際空港警備隊の維持、運営に必要な旅費、物件費及び空港警備隊員の人事費等の補助金であります。

第十三は、船舶の建造に必要な経費三億二千二百五十九億五千万円です。

この経費は、警察用船舶の建造に必要な経費であります。

第十四は、科学警察研究所に必要な経費八億二百五十九億五千万円です。

この経費は、警察庁の附属機関として設置されております科学警察研究所の職員俸給等人事費と鑑定、検査、研究に必要な機械、器具類の購入費、維持費、その他一般事務経費であります。

第十五は、皇宮警察本部に必要な経費四十七億三千五百五十九億五千万円です。

この経費は、皇宮警察本部の職員俸給等人事費のほか、行幸啓の警衛に必要な旅費、物件費、その他一般事務経費であります。

第十六は、警察庁の施設整備に必要な経費三十七億四千五百五十九億五千万円です。

この経費は、直接国庫の支弁対象となっておりま都道府県警察学校の施設の整備に必要な経費であります。

第十七は、都道府県警察費補助に必要な経費二百二十億五千五十九億五千万円です。

この経費は、警察法第三十七条第三項の規定による都道府県警察の一般の犯罪捜査、交通指導取り締まり、外勤警察活動、防犯活動等の一般行政費の補助に必要な経費であります。

第十八は、都道府県警察の施設整備費補助に必要な経費二百三十七億九千九百五十九億五千万円です。

この経費は、警察法第三十七条第三項の規定による都道府県警察の警察署、派出所、駐在所、待機宿舎及び交通安全施設の整備費の補助に必要な経費であります。

以上、昭和五十七年度の警察庁予算案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○中山委員長 以上で説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項第三号中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第八條の三第二項第三号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第九項の表を次のように改め、同項を同条第十項とする。

年 度	臨時地方特例 交付金の額
昭和六十二年	二十五億円
昭和六十三年	二十五億円
昭和六十四年	二十五億円
昭和六十五年	三十億円
昭和六十六年	三十五億円
昭和六十七年	四十五億円
昭和六十八年	四十五億円
昭和六十九年	四十五億円
昭和七十年	五十五億円
昭和七十一年	六十二億二千八百万円

附則第八條の三第八項の次に次の一項を加える。
9 昭和五十六年度における第一項の借入純増

昭和五十七年二月十八日印刷

加額(第七項の規定の適用を受けるものを除く。)については、第一項中「二分の一に相当する額」とあるのは、「二分の一に相当する額(当該借入純増加額のうち百五十四億八千八百万円については、その十分の十に相当する額)」とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「千三百二十億円を加算した」を「千七百五十九億六千八百万円を加算した」に改め、同項の表中「七千三百二十億円」を「七千三百五十億円」に、「八千三百二十億円」を「八千六百二十億円」に、「八千八百二十億円」を「八千八百五十億円」に、「九千七百九億八千万円」を「九千七百三十九億八千万円」に、「八千八百七十一億円」を「八千九百一十一億円」に、「七千六百九十億円」を「七千七百四十億円」に、「六千八百五十億円」を「六千九百億円」に、「四千六百七十億円」を「四千七百二十億円」に、「千四百八十億円」を「千五百四十億円」に改める。

附則第八條第七号中「附則第八條の三第九項」を「附則第八條の三第十項」に改め、同号の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例 交付金の額
昭和六十二年	二十五億円
昭和六十三年	二十五億円
昭和六十四年	二十五億円
昭和六十五年	三十億円
昭和六十六年	三十五億円
昭和六十七年	四十五億円
昭和六十八年	四十五億円
昭和六十九年	四十五億円
昭和七十年	五十五億円
昭和七十一年	六十二億二千八百万円

昭和五十七年二月十九日発行

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、昭和五十六年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するとともに、これに伴い後年度において一般会計から同特別会計へ繰り入れる臨時地方特例交付金の額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局